

平成25年第6回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成25年12月9日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鷓飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	臼田慶生		

---

開議の宣告

議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高田文一君と8番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 堀部好秀君の発言を許します。

1番（堀部好秀君）

おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、本巣市が市民にとって本当に魅力的なまち、住んでよかったと思えるようなまちになるよう努力したいと思っていますので、よろしくお願いします。そういう意味を込めて、今回は一括にて2つ質問させていただきます。

まず1つ目として、本巣市のスポーツ振興施策についてお尋ねします。

昨年、岐阜県では47年ぶりの第67回国民体育大会が開催されました。ぎふ清流国体、ぎふ清流大会と銘打って、岐阜県内の各会場で盛大に大会が行われました。この本巣市においても、清流国体の軟式野球予選、清流大会のフットベース大会が行われ、多くの市民に感動を与えたことと思います。

また、7年後の2020年には、東京で2回目のオリンピックが開催されることが決まり、人々のスポーツに対する関心はますます高くなっているものと思われます。

スポーツは体を健康にするとともに、助け合い、励まし合い、切磋琢磨することにより、心をも健康にします。また、トップアスリートだけではなく、市民レベルにおいても人が一生懸命になって頑張っている姿を見る人にも勇気と感動を与えます。

本巢市においても、子どもから年長者まで、生涯スポーツが楽しめる環境を整えられていることと思いますが、市のスポーツ人口を支える基盤の1つ、本巢市体育協会の活動についてお尋ねします。

一般成人が種目ごとに活動し、それを取りまとめているのが体育協会だと思いましたが、各種目団体とも、本巢市の看板を背負って地区及び県大会に出場しています。また、同好の士が1つの目標に向かって活動をするということは、地域のつながりが薄れてきている今、市の活性化のためにもとても意味のあることだと思っていますので、ぜひ活発に活動していることを期待しているところです。

そこで1つ目として、体育協会の現状と推移はどうなっているか、2つ目として、体育協会の補助のあり方はどういう基準で行われているかについてお聞きします。

2つ目としまして、消費税増税に伴う市内商工業者支援についてお聞きします。

昨年12月の衆議院選挙において安倍内閣が発足され、さまざまな景気浮揚対策、いわゆるアベノミクスが行われてきました。それにより、円相場も1ドルが100円を超え、日経平均株価は1万5,200円余りとなり、一定の効果があらわれていると言われていています。しかしながら、まだ一般家庭での所得までふえていないのが実情で、市民には経済効果が実感できていないと思われる。

そんな中、10月には、来年4月から消費税が5%から8%に、3%引き上げられることが決まりました。そのような状況で、市内の商工業者が、自社の価格に消費税の引き上げ分3%を転嫁するのはとても難しいものと思われる。転嫁できなければどうなるかということ、単純に利益が3%減ることになります。中小企業庁の統計によりますと、平成23年度の中小企業の売上高、経常利益率の平均は2.34%です。単純にそこから3%を引くと、経常利益がマイナスになります。

そこで、1つ目として、現在市内商工業者に対して行っている支援事業は何があるか。2つ目として、消費税増税に伴う支援事業は考えているかについて質問しますので、よろしく願います。  
議長（若原敏郎君）

1項目め、本巢市のスポーツ振興施策についての質問の2点についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは最初に、体育協会の現状と推移についてお答えいたします。

まず現状についてですが、本年度の体育協会登録人数につきましては21団体、2,218人で、市大会と種目別大会の開催予定数につきましては34回でございます。

次に推移についてですが、平成16年の合併当初の登録人数は22団体、2,505人でしたが、登録人数は年々減少してきております。また、市大会と種目別大会の開催数は、平成16年度以降、同程度の開催数となっております。

続きまして、2点目の体育協会への補助金のあり方についてですが、本巢市の補助基準として、団体の活動や育成に要する費用に対しては2分の1以内、市が行うべき事業に相当する部分につい

ては10分の10以内の補助を行っています。このことから、体育協会におきましても、加入団体が実施する大会費などに要する経費や種目別育成に要する経費は2分の1とし、地区や県体育協会への負担金、県民スポーツ大会に係る市、地区及び県大会などに要する経費、そして事務局職員の人件費については10分の10を補助しております。

議長（若原敏郎君）

2項目め、市内商工業者の支援についての質問の2点についての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の市内商工業者に対する支援事業につきまして答弁をさせていただきます。

市が直接支援する事業で、国の制度であります小口零細企業保証制度に準じた小口融資制度として、小口融資条例及び同施行規則を設け、対応しているところでございます。

この制度は、中小企業者の経営安定を図るための融資の円滑かつ迅速化を図ることを目的に規定されているものでございまして、現在1事業者がこの融資制度を利用されていますが、近年は商工会員向けの貸し付け事業、経営改善貸付金や、セーフティーネットを利用した貸し付け事業が、より事業者ニーズに合っているということで利用する者が多くなっていると考えられております。

また、間接的に支援する事業といたしましては、市内商工業者の経営の安定化を図るため、指導・育成を行っている商工会に対しまして、商工会振興事業補助金を交付しているところでございます。

続きまして、2つ目の消費税増税に伴う支援事業についてお答えをさせていただきます。

消費税の増税に伴う支援事業につきましては、国が来年4月からの消費税の引き上げを決めたことに伴い、増税分を価格に転嫁することができずに経営が厳しくなる事業者が出てくることも懸念されているところでございますが、先ほど申し上げました小口融資制度により、事業資金として活用することで経営の安定化を図っていただければと考えておりますので、消費税増税に伴う支援事業につきましては、現在のところ予定はしておりませんので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

1番（堀部好秀君）

1つ目のスポーツ振興施策についてお尋ねします。

体育協会に対して、事業費として2分の1以内の補助と10分の10以内の補助を出しているという御回答をいただきましたけど、次の中に事業費についての推移をお聞きしたかったんですが、会員数の減少とともに事業費が減ってきております。体育協会の今の事業費の算出の仕方が、会員数に対する事業費を計算しているということになっております。その全体の事業費を体育協会の中で各種目団体に振り分けているというのが実情で、会員数が減ると全体の事業費も同時に減っていきま

す。そうすると、各種目団体に対する振り分ける活動費も順番に減ってくるようになります。種目団体にとっては、会場費や審判費用など大会を開催するためにはかなりの費用がかかることもあります。

ちなみに、岐阜県大会において本業市の成績は、平成21年度は30の郡市がある中で、本業市は22位、22年度も22位、23年度は23位、24年度は国体で開催されませんでした。25年度は25位と、年々成績が悪くなってきています。活動が低調になれば会員も減り、ますます事業費も少なくなっているのではないかという悪循環になるような気がしております。各種目団体がもっと活発に活動できるための補助拡大の取り組みができるかどうかをお聞きします。

それから、2つ目の商工業者支援について再質問させていただきます。

市におかれましては、いろいろな支援対策を行っておられることに対して、まずお礼を申し上げます。しかしながら、実際にはそれらの支援は上手に使えず、苦しんでいる事業者が多くいることも事実です。

事業者の負担となっているものに、借入金があります。ことしの3月に中小企業等金融円滑化法の制度も終了し、借入金の金利が大きな負担となっています。この金利を助成する新たな制度が考えられないか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（若原敏郎君）

1項目目の本業市のスポーツ振興施策についての2番目、体育協会の補助のあり方についての再質問について、教育委員会事務局長に再答弁を求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

補助拡大の取り組みということですが、議員の御質問の中にもありましたけれども、体育協会では市の補助金と会費をもとに、加入団体に団体育成費として、均等割りや人数割りを根拠として配分しております。

また、大会開催費としては、市大会で3万5,000円、種目別大会においては、1大会1万円で、3大会までを上限として交付しております。

加入団体の活動内容により経費が異なるということは議員御指摘のとおりであり、以前より体育協会においても、団体育成費や種目別大会などの増額を要望される声もお聞きしております。

そうしたことから、団体育成費や大会開催費などについては、加入団体の活動内容を確認して、例えば事業費割りなどが導入できないか、活動内容に応じた助成拡大ができないか、体育協会と調整を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（若原敏郎君）

2項目目、市内商工業者支援についての再質問について、産業建設部長に再答弁求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の利子補給の制度につきましては、現在県内で一部の商工会等において実施されていると

ころでございますが、今のところ予定をしているものではございませんが、今後、商工会あるいは商工業者等の御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

1 番（堀部好秀君）

1 つ目も 2 つ目も前向きな回答をお聞きしたと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（若原敏郎君）

続きまして、2 番 江崎達己君の発言を許します。

2 番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして、2 点質問をさせていただきたいと思ひます。

私、質問方式は一括方式で質問をさせていただきます。

大きく 1 点目でございますが、東海環状自動車道仮称系貫インターについて質問をさせていただきます。

東海環状自動車道仮称系貫インターチェンジ、西回りルートということで、平成32年度全線開通に向けて事業が着々と進められております。本市では、調査、測量並びに用地買収が今現在進められていると聞き及んでおります。

本巢市の将来的展望を思えば、東海環状のインターチェンジの名称を決定することは非常に重要なことであると思っております。本市においての唯一のインターチェンジということで、本巢市の百年の大計というか、名称は将来に大きな影響を与えてくるのではないかと思っております。

そこで 1 点目。仮称系貫インター建設用地も公表されておるようですが、インターの名称は現在「仮称」とされております。いつごろ正式な名称が決定するのでしょうか。

2 点目。どのような手法、手順において正式名称が決定されるのかについて質問をさせていただきます。できましたら、これは市長さんに回答を願えればと思っております。

2 点目。活力ある本巢市を目指した取り組みということでございます。

私、議員になって 4 年たってあれですが、4 年間の間に、活力を目指した取り組みがどうだという質問は何回か、いろんな視野を向けた点で何回も質問をさせていただいておりますが、そろそろばーんと具体的な意味での質問をさせていただきたいと思っております。

各部の事務事業の取り組みとして事業効果並びに成果の向上を図るためには、職員による先進地や先進都市への視察が効果的であると私は思っております。

そこで、3 点質問をさせていただきます。

1 点目。各部での先進地、先進的な事業地ですね、そういったところや先進都市への視察に関し、出張、視察の状況はどうかという点でございます。できましたらこれは、単年ではなかなか見解も

しづらいと思いますので、各部の過去3年間の職員の出張件数はどうであると。

2点目として、視察後の対応はどうか。視察して効果はどうだったのか、また実績はどうだったのか、お聞かせ願いたいと思っております。

3点目。今後、視察に対してどんなふうに進めていくのか。

この3点について、できましたら職員を統括される副市長に御回答願えればと思っております。よろしく申し上げます。

議長（若原敏郎君）

1項目め、東海環状自動車道仮称糸貫インターについての質問の2点についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、東海環状自動車道の仮称糸貫インターについては進んでおりますけれども、「仮称」ということですので、正式名称が決定するのはいつかというような御質問でございます。

国等にお聞きいたしましたところ、名称の決定時期については、特にいつまでに決定しなければならないというような規定はないようでございます。

ちなみに、最近開通いたしました東海環状自動車道大垣西インターチェンジ、昨年9月15日に開通しておりますけれども、名称はおおむね半年前の昨年の24年3月に決定をされております。

こうしたこととか、いろいろ事務的なことを考えますと、インターチェンジの名称の周知とか、それから標識の設置等のそういったいろいろ手続を考えますと、純粹に考えれば、1年から半年ぐらい前には最終の決定がされるんじゃないだろうかというふうに思っております。

2つ目の、どのような手順で正式名称が決定されるかというお話でございます。

現在、東海環状自動車道というのは、国が直轄事業ということで、今現在工事をいたしております。工事が終わった後、中日本高速道路株式会社が国土交通大臣から有料道路の事業許可というのを受けて、その後最終仕上げといいますが、いわゆる道路の舗装、標識等整備をして、最終的には中日本が管理・運営していくということになっております。

このため、御質問がございました名称決定の手順というのは、まず管理・運営されます中日本高速道路株式会社が名称の素案を作成すると。そして、私ども地元の市のほうへ意見照会が来ると。そして、その市の意見も出したその後、こうした私ども地元の意見も踏まえて名称の原案を作成するというような手順になっております。

その後、中日本のほうは、国土交通省が所管いたします中部ブロック道路標識適正化委員会、ここでの承諾を受けて、そしてその後、道路資産の保有者でもございます独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、ここで審査・決定を受けるというようなことで、今の原案をつくった後も、国等の各所手続があります。こうした手続を経て、中日本高速道路株式会社から市へ正式に名称の決定の報告がなされるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（若原敏郎君）

2項目め、活力ある本巢市を目指した取り組みについての質問の3点についての答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、活力ある本巢市を目指した取り組みについて3点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目。

過去3年間における先進地視察等の実施状況についてでございますが、平成23、24年度につきましては、市町村研修センターが主催をいたします国内先進地視察研修に各1名が参加しております。また、平成25年度本年度につきましては、現在までに1件実績がございます。

具体的な視察先、視察内容等でございますが、市町村研修センター主催の国内先進地視察研修におきましては、平成23年度には住民との連携による東京多摩ニュータウン内マンションの建てかえ事業等を、平成24年度には栃木県宇都宮市の宇都宮ブランド戦略等を、企画財政課職員各1名がそれぞれ視察調査を行っております。また本年度は、10月下旬に根尾総合支所総務産業課職員4名が、愛知県北設楽郡東栄町における猿捕獲わなの導入事例について視察調査を行っております。

さらに本年度は、部局単位ではございませんが、若手職員20名で組織しております政策研究グループが、3班に分かれ、各研究テーマに基づき、8月に1泊2日で先進地視察研修を行っております。

1班におきましては、観光施策をテーマとして、京都市の鉄道を利用した観光PRの方法や、和歌山市での「四季百景キャンペーン」による四季を通じた観光PRの取り組み等について、2班におきましては、エネルギーをテーマとして、恵那市における間伐材のエネルギー利活用による「木の駅プロジェクト」の取り組みや、長野県飯田市における「おひさま進歩エネルギー株式会社」によるエネルギー事業の取り組み等について、さらに3班におきましては、移住定住をテーマとして、長野県南アルプス市や松本市における農園の賃貸によるクラインガルテンを利用した移住定住対策の取り組み等について、それぞれ視察調査を行っております。

続きまして2点目。視察後の対応等について、お答えをさせていただきます。

まず、平成23、24年度の市町村研修センター主催の国内先進地視察研修に参加した成果といたしましては、行政主導ではないまちづくりのあり方について学んだことが市民協働指針の策定に生かされておりますとともに、また、地域の魅力の再発見の手法や情報発信のツールを学んだことが市北部地域の移住定住対策等に生かされております。

本年度、視察調査を行いました東栄町における猿捕獲わなにつきましては、猿を群れごと捕獲できる設置効果の高いわなであることがわかりましたので、本市におきましても、来年度に当該わなを試験的に設置するよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、政策研究グループにおきましては、各班における視察調査結果を取りまとめたところでご



ざいますが、その結果を参考としまして、本市の実態に即して、いかに本市にとって効果の高いものを構築できるか、現在調査、研究を行っております。

なお、こうした先進地の視察調査は、参加した職員の意識改革やモチベーションの向上にも役立っており、人材育成の観点からも効果があるものと考えております。

最後に3点目。今後、視察をどのように進めていくのかとのお尋ねに対し、お答えさせていただきます。

近年は、インターネットの普及や、あるいはホームページ等による各自治体の情報公開の進展などによりまして、先進地に赴くことなく多くの情報が収集できるようになりました。また、県内では、21市の担当者がさまざまな課題について各市の状況を報告し合う会議も開催されております。こうしたことから、過去に比べて先進地の視察調査を目的に出張することは少なくなっているのが実態でございます。

しかしながら、先進地に赴きまして直接話を聞いたり、現場を見るということは、先方の担当者の苦勞や思い、あるいは問題点など、ホームページ等だけでは把握できない、より幅広い情報を得ることができるため、議員御指摘のとおり効果的であると考えております。

本年度実際に参加した職員からも、大変参考になったですとか、より改革意識が向上した等の感想も出されておりました。今後も本市にとりまして効果があると考えられる事例の視察調査につきましては、県や市町村研修センター等主催の視察調査への参加も含め、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

江崎達己君。

2番（江崎達己君）

一応の答弁をいただきまして、ありがとうございました。

何か答弁が、えらい優等生的なもので、非常に感心するくらいの答弁をいただいたので、余り再質的なことはありませんが、ちょっと希望的なことを、私の個人的な希望的なことを少し述べさせてもらって、終わりたいと思います。

将来、道州制というのも叫ばれております。道州制が将来的にもしなれば、岐阜県というか、本巣市なんていう名称は感覚から消えてしまうんじゃないかという個人的な心配もしておりますが、そういった中で、こういった高速道路の名称が、例えばその市町村の名称がつけられれば、100年どころか永遠にその名称が残っていき、全国、例えばどこから見ても、例えば本巣インターなんていうふうに名がつけば、本巣市、本巣インターということで、地図を見ても、どこから見ても本巣というのが残っていきます。ただ、残念ながら、今仮称では糸貫インターになっていきますと、本巣市の中の一部糸貫というふうになると、例えば道州制なんかになって大きくなってしまおうと、どこなんだということで、知名度も少し落ちるんじゃないかと思っております。

そんな中で、例えば、国交省さんのほうで一般の市民の方にも公表しているダイジェスト版がもう各分庁舎にも張ってあったりしますけれども、ここの中で、西回りの中で見ると、養老町であれば、養老という言葉が出てきて養老ジャンクション、今、インターは仮称で養老インターチェンジになっています。それから大垣は御存じのように大垣西インターチェンジ。それからその次の大野・神戸は、これも仮称になっております。それから我が本巣市は仮称で糸貫インター。岐阜も岐阜インターチェンジということで仮称になっています。それから高富も高富インターチェンジ。それからその次の美濃関、これはジャンクションがあるということですが、これも美濃関という。それから関広見と、関広見もう仮称が取れているようですね。それから美濃関ジャンクションも仮称が取れておるといいうですけれども、ずうっと回ってみると、富加関インターチェンジ、それから美濃加茂インターチェンジ、可児御嵩インターチェンジということで、その市町村名が多く出てきます。

個人的な見解ですが、例えば本巣インターチェンジになればいいがなあと個人的には思っております。これは私の個人的な見解だけですのであれですけど、ただし、先輩議員と雑談の中で話しておいた中では、本巣市内に唯一できるインターであれば、本巣インターと名づけられるのが望ましいなあ、わしもそう思うぞというような言葉をいただいて、僕もそう思うんですわなんていう冗談話の会話も出てまいりました。

今後、市町村の意見書も提出され、最終的な協議をされて決まっていくという手順を市長のほうから御回答願いました。個人的な感想で申しわけないんですが、できれば本巣インターというようになれば、本巣市全体のPRにもなっていくんじゃないかと思っておりますので、これは私個人としても期待しております。とはいえ、いろんなサイドで検討され、最終決定されるので、そこでやむを得ぬかとは思いますが、今後期待したいと思っております。

2番目。活力ある本巣市を目指した取り組みの中での、今回は職員の方の取り組みという意味での先進地視察、出張というのを取り上げてみました。

皆さんも御存じかもしれませんが、私も議員になる前は一地方公務員でした。視察研修、さんざん行ってきました。ときには年に3回ぐらい行かされました。おい、おまえ、ここへ行ってこい、このを調べてこい。現地に行って調べてこいということで、そんなこと言っても出張旅費あるんですか、金はあるんですか。どこからひねり出してでも行ってこいという命令をしょっちゅう受けた覚えがあります。出張に行くと後の復命書を書いて報告したり大変だからという思いと、よし今から徹底的に調べに行ったらろうという思いと、いろんな職員の思いが出てきます。そして、その調査結果を復命書という形で、書面で、議にかけるんじゃないしに、行ってきたのを全職員で発表すると、そして検討したいというようなことで、そうすると、ちょっとやそっとの報告では恥ずかしいなと思ってまた一生懸命取りまとめということが職員さんの意識向上、副市長さんのほうからもありました意識向上にもつながり、人材育成にもなるということで有効であると、100点満点みたいな御回答でしたのであれですけれども、その中で、我が本巣市には政策研究グループという若手のグループが、これはいいことだと思います、そういった視察で大変有効であると思っております。

ますので、これから最終的には来年度予算編成に向けて各部が取り組んでみえると思います。ぜひ、限られた財源の中ではありますが、各部各課にそういった視察研修ができるような常備負担金、そういったものを来年度予算には、ぜひ予算をつけてやってほしいと僕は思っています。

ちょっと私の経験は都市が違うもので、予算規模も全然違うもので、それを本巣市とおんなじようにということはなかなか難しいです。限られた財源の中でということではありますが、ただし、やはり今インターネットとか専門誌だとかそういったので、いっぱい調査研究事例は報告されておりますが、百聞は一見にしかずとも言います。やはりそのこの現地を見て、肌を感じ、またその担当職員と、本音を聞かせてよということ、聞くことによって大きな成果が出てくるんじゃないかと、僕は個人的には思っております。ぜひお願いしたいと思えます。

また私たち議員は、政務活動費という活動費をいただいております。その中で、先進的な事例があるところへは、それぞれ各議員さん、視察をして報告されておると思えます。議員はいいですね、活動費があつて、毎年いろんなところへ視察に行ける、いいなというようなふうで思ってみえる職員の方も見えるかと思えます。いやいや、職員はこの本巣市を引っ張っていくためのあれだから、どんどん吸収しなきゃならんという意味で、そういった、何度も申しますが、まず予算がつかないと行けませんので、ぜひ予算をつけてやってほしいと思えます。大変、企画部長には耳ざわりなあれかもしれませんが、予算を査定する、予算を取り決める担当部の責任者としてはあれかもしれませんが、ぜひそういった芽を伸ばしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと、希望的な、個人的な感想を述べて大変あれですが、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（若原敏郎君）

2点とも要望でよかったですね。

2番（江崎達己君）

はい。個人的な見解でございます。

議長（若原敏郎君）

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

3番（鏝本規之君）

どうも皆さんが明快な回答が多いということで、さくさくと進んでおりますので、心の準備が少なくておりませんけれども、一般質問に移らせていただきます。

先日は、東京のほうに市長さんも陳情に行っていたいただきましてありがとうございます。結果としては、今根尾川を走っておられるとよくわかるかと思うんですけども、非常に多くの工事が行われております。漁業組合の組合長として本当に厚く御礼を申したいところでございます。こういうような形で、市長さん初め多くの方たちが陳情に行っていたと、予想もつかないような予算を国のほうからつけていただけるということで、非常にありがたいかなあと思っております。今般もそういうような形でいろんなところから電話等いただいておりますけれども、市長さんたちと一緒にたまたま陳情に同行できたこと、非常に感謝する次第であります。

その中において、国会の中の大騒ぎも見させていただきましたけれども、テレビ等で見るのと、また現実を見るのとではえらい違いがありまして、非常に議員として参考にさせていただかないかなあということでもありました。

またその後に、私も個人的に東京のほうに2日ばかり行っておりまして、いろんなこととお話をしてきましたけれども、市長さんの陳情等におかれましては、前向きなことで考えておくというようなことも官僚のほうから話をいただきました。本当にありがたいことだと思っております。

そういうようなことで、市長さん初め、また議員の皆さんそれぞれが汗をかくことによって、この本巢市が非常によくなくなるなあ、こういうふうに、少しずつでもあります、期待を持っておるところであります。

そういう中におかれまして、市もこととして10年目を迎えるということで、いろんな事業がなされておるかと思っております。私もこの地に来て16年目になります。この地で生まれたわけではありませんけれども、約50年ちょい前に私の姉がこの地域に嫁いできたことが縁となりまして、この地にそこそこ邪魔をするということになったわけなんです、この本巢市、また根尾というところを見させてもらって約50年以上がたつんですね。よそから来たという形の目で少し見させてもらったとすると、非常に、私が来た50年前、40年前、30年前を考えると、はっきり言いますと非常に寂れてきたなというふうに感じております。

その中で、縦貫道ができたことによって、少し本巢市がよくなるかなあというふうに感じておりましたけれども、結果としては、根尾までがスムーズに行けるようになったけれども、それが産業の発展、地域の発展につながっているかなあというふうに感ずるところが、今のところ私の中にはありません。道というものは、お金の入ってくる道と出ていく道がある。どうも道がよくなったことによって、田舎のほうのお金が都会のほうへ流れていってしまっているかなあ。そういう中において、また今回高速道路ができるということなんですけれども、今回は高速道路のインターチェンジができることによって、この本巢市がどんどんと発展をしていく方向に行けばいいかなあというふうに願っております。また、そういうふうに迎えなければいけないかなあということで、バッジをいただいている議員としての責任かなあというふうに思っております。

そういう中で、今回、私の夢のような話なんですけれども、9月に選挙が行われることになりまして、いろんな人との対話の中において、船来山というものをいろんな考え方を聞かせてもらいました。地形的に見ても、またインターチェンジができるところから近いということも含めて、非常におもしろいかなあという考え方で、それなりにいろんな人にちょっと尋ねてみました。

そういう中で、船来山という名前の由来も少し聞いたんですけれども、あくまでもこれは人それぞれの考え方ということで、字のごとく船が着く山という、相当昔はあの地域が海であったのかなあというふうに思われるし、また、大きな川があったのかなあというふうにも思われる。そういうふうな夢をどんどんといろんな空想で育てていける非常におもしろい山かなあというふうに思っております。またそういう中で、空から見てみると、見方によっては、お母さんが子どもを抱いているような姿にも見えます。こちらに来て、余り私は学問が得意なほうじゃありませんので、古墳と

かいうことの難しいことはよくわかりませんが、古墳が出るということも聞いており、今回の市のほうの予算にもそのことが組まれております。

そういう中で、この船来山というところをいろいろ聞いてみますと、十数年前か、二十年近く前ですか、ゴルフ場の開発ということで、少し地域がにぎやかしくなったように聞いておりますけれども、結果としては、古墳が出るということで頓挫したというふうに聞いております。そういう中において、この船来山というもの、今後のこの本巢市においてどのように生かしていったらいいのかなあというふうに思っております。

私、もう市議員を8年前にさせてもらってから、一般質問等々、また地域の人たちの声、また先輩議員の声を聞く中において、この船来山は、元来遠足に行ったり、幼稚園の遠足だとか学校の遠足で行ったりということで、頂上のほうに登りますと岐阜市のほうが全部見えるようなすばらしい景観であるということでもあります。また、伊勢湾台風の前までは、私たちが口にしたこともないようなマツタケがざるにいっぱい採れるくらいすばらしい山だったというふうに聞いております。

けれども、今の現状を見ると、非常にそういうことが語られることも想像できないくらい荒れているのも事実です。

また、先輩議員におかれましては、それを里山として開発してはどうかというようなことも多々聞いておりますけれども、現実的においては、個人の山である。市で何とかしようとしてもできない部分が多々あるかと思っております。そして、柿の里という、その北側にそれなりの公園らしきものがありますけれども、市が借りている土地を含めて、今後の船来山をどうしたらいいかなあというような思いがしているわけであります。

その中で、私の提案としては、あのすばらしい景観を持ち、また地域的にも、また場所的にも非常に開発をしていく上において、観光資源としてすばらしいところになるんじゃないかなあという思いがしております。そういう中で、何とかこの荒れ放題になっているような船来山を、何とか手に入れる方法はないかなあ、今以上によくする方法はないかなあということで、私なりに考えております。

つい先日の新聞等にも載ってございましたけれども、心ある人たちがボランティアという形で山の手入れをしてくれている、本当にありがたいことだなと思っておりますけれども、それだけではどこまで行っても今の荒れた船来山を前のように、幼稚園の遠足に、また小学校の方たちの遠足にというような形で、市民の方が簡単に利用できるようなふうにはなっていないかと思っております。

そこで、地主の人たち、縁がありまして、1人、2人知ることができまして、お話をしたところ、正直なこと言いまして、古墳が出るということで、売るにも売れない、開発するにも開発できない。かと言って、私が言うように、山の手入れをしてくださいと言っても、お金もないというような形で、申しわけないけれども今の現状は目いっぱいでございますというようなお話でございました。

そこで、何とかという形でいろいろと手を尽くし、また私の知り合い等、また市の職員の人たちに聞いたところ、文化財に指定できればというような意見もありましたので、そういうことを含めて3点お聞きをしたいと思っております。

船来山のことでございますので、私も余りよくわかりません。面積としては約26万坪もあるということでございますけれども、何せ田舎人でございますので、平方メートルとかいうことは余り得意ではございませんので、坪数であらわしましたけれども、約26万坪、全体であるということです。本巢市以外の、岐阜市のところに入るところが約9万坪強あるということでございますけれども、この本巢市が今管理している遊歩道とか、いろんな形で管理しているだろうということも踏まえて、今の現状についてお伺いをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の富有柿の里北側の遊歩道に係る市関連施設等につきましては、富有柿センターなどを整備した後に、平成5年度に船来山遊歩道やアスレチック広場など、一部土地を借用し整備をいたしました。遊歩道につきましては、さくらの道、こぶしの道、つばきの道、あじさいの道の4本がありまして、植物の観察や、5カ所あるあずまやでの休憩、頂上からの展望など手ごろな散策コースとして、小学校、幼稚園等の子どもを初めとして、届け出があった人数として年間3,000人を超える人に御利用いただいております。そのほかにも9ホールのフライングディスクコースが遊歩道等にございまして、年間240人程度の愛好家に利用されているところでございます。

船来山の遊歩道の管理につきましては、危険箇所点検を実施しておりまして、富有柿センターの職員が1カ月に1回、定期的に見回りを行ったり、小さな倒木など容易に除去できるものについては、職員で対応しているところでございます。

また、年2回、業者により除草及び低木の剪定、枯れ木・高木の伐採を委託し、管理を行っているほか、建物に近い遊歩道の入り口付近は、シルバー人材センターに除草委託を行って管理しているところでございます。

なお、富有柿の里以外の船来山一帯の管理につきましては、民有地であることから市としての管理は行っておりませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

私も柿の里のことでいろいろと、市会議員になった当初に、無駄が多いということいろいろと指摘した覚えがあります。内藤市長の時代だったとっております。そういうことによりまして、いろいろな形であそこの経費が削減されたことも、自分の中では記憶をしております。また、遊歩道、遊ぶところというのか、そういうようなところも、整備等についても厳しく指摘した覚えがあります。

現実的には、言われるようにそんなに多くの人が利用しているとは思わないというか、はっきり言いまして。統計の仕方ですので、1人の人があっち行ってこっち行って、こっち行ってあっち行ってという、4回行ったことになるというのが統計の数字のトリックという、そういうような形であります。

そういうような中で、答弁の中に、市が借りている土地においては、ある程度の管理ができるであろうと思っているんだけど、私有地においては何ら手をつけることができない。私が今思っておることは、その私有地も、本巢市の財産としてある程度管理ができないかなあということなんです。

そういう中において、市の職員の人、また国の担当の人に聞いてみたところ、文化財の指定を受ければ、もし市が買おうとするなら、その購入の80%近くを国の補助金という形、国のほうで出しますよと、そういう制度がありますよと。ざくっとした話しか聞いておりませんので、その程度のことしか私にもわかりませんが、もしそういうことができるとするなら、これはすばらしいことで、文化財指定を受けてから、後に何らかの形で検討したほうがよからうかと思うんですが、この船来山が、古墳が出ていて、古墳ということは昔の人のお墓ということなんですけれども、そういうような形で文化財指定ができるのか、お伺いをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

文化財指定ができるのかという御質問でございますけれども、この船来山の古墳は、平成5年よりの発掘調査を経て、船来山全体で291基の古墳が確認され、本巢市側では236基の古墳が存在をしています。

古墳の数においては全国有数の古墳数であり、これまでも学術的価値が高いものであると認識しておりましたが、本年度に立ち上げました船来山古墳群検討委員会による調査の検証と国指定に向けた協議をしていただく中で、国の文化財審議委員も務めてみえる議員から、現状の調査古墳数などから見ても国指定の価値があるという意見や、文化庁調査官からも同様の意見をいただいていることから、国指定を受けることができるものと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

国の考え、そういうもので文化財指定はできますよということなんですけれども、これは私有地、個人の持ち物の山ということになると、勝手に個人の持ち物を文化財指定をしてもいいものなのかなあということと、またそういうことができるのかなあということで、改めて質問をいたします。

議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

国指定をするには、基本的には所有者の承諾を得る必要はありません。しかしながら、やはり国指定ということは、その文化財を保護するという目的もありますし、市が活用するというのもありますので、私どもとしては、指定をする前に、購入は別として、その所有者の方の承諾を得たいと考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

3 番（鏝本規之君）

個人の土地を勝手に文化財指定をすることが、ルール的にはできるということなんだけど、心情的にはなかなか難しいであろうということで、地権者の皆さんにある程度の了解を得た上に、市としても要望していきたいというふうの御回答だったと思うんですけども、そういうふうな解釈でよろしいかな。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

はい、結構です。

3 番（鏝本規之君）

そういう中において、私も地主の人にそれとなしに聞いてみたところ、もし市のほうからそういう要望があれば、私たちとしては何らそれを拒む理由はありませんということでございましたので、前向きに大いに検討していただければ幸いかと思っております。

そういう中で、もし文化財指定ができるということになりますと、今私がいろんなところで聞いている、もし市が購入しようとした場合、8割の国の補助金がいただける、簡単な言い方にしますと、10億で買ったとしても8億円が国から出していただけると、2億円が市が段取りをすればいいというようなふうを感じるわけなんですけれども、そういうふうで間違っていないのか、お願いをいたします。

議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

間違いありません。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

3 番（鏝本規之君）

そうしますと、購入するにおいては、あとは市のほうの考えということになります。また議会のほうの了解がとれれば、予算のほうも使われることが許されるだろうと思っております。



そういうことを踏まえたときに、この船来山を今後どうしていくか、もし買うとするなら。私の思いとしては、山をきちんと整備をして、人がいつでも入れるように管理をすると。今の状況で、草とか藁とかがぐちゃぐちゃになっているようではなくて、どこからでも入れるようにして、本当の里山としての機能、またその中で樹木の管理等、真剣にやれるような制度、またそういう学校みたいなものをつくって、この本巢市は山がたくさんある、そういう林業に携わることの学校といっでは何ですけれども、そういうものを育てられるようになれば非常にありがたいかなあと。そういうような形をもって、今後船来山を観光資源としてでも、また一番頂上のところに何かつくって、ゴルフの開発したときに18ホールのところは発掘調査が済んで2億円もかかって嫌になりましたという話も聞いておりますけれども、そこはもう発掘が済んでおりますので、そこに物を建てることはある程度許されるのかなあというふうに感じております。そういうような形で、そこに何かの形で高いものを少し建てるなりして、昔のお墓ですから余り傷つけないような形で何かつけて、見晴らしのいい展望台みたいなものにして、観光になればいいかなあという思いもしております。

そういう中で、私が思っておっても仕方がありませんので、そういうことの段取りができるのは市長さんのお考え方一つでございますので、市長の考え方として、船来山を今後どのようにしていったらいいのかなあという思いがもしあるようであれば、お願いをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、第3点の船来山の保存についての私の考えということの御質問でございます。

先ほど来、産業建設部長、また教育員会事務局長のほうからお答えいたしておりますように、現在の管理の状態、そしてまた古墳の調査をやっている状況、そしてその結果がどういう方向になるかというようなことも、今それぞれ御質問があってお答えしたところではございます。

繰り返しになりますけれども、現在、船来山の古墳につきましては、教育委員会におきまして、今年度、船来山古墳群の検討委員会というのを設置いたしまして、国庫補助を受けながら、今後5年間かけて、詳細な遺跡の分布調査を進める計画となっております。また、この調査と並行いたしまして、先ほどお話がありましたように、国指定に向けた協議もあわせて進めていくということにもいたしております。

今後、この古墳の調査と、それから地権者の同意、そういう国指定に向けた協議がスムーズに進みまして、国の指定が可能というふうになりましたら、具体的な船来山の保存・管理を検討する、そういった委員会を設置いたします。船来山古墳群を歴史散策の場とか、それから教育学習の場としての活用、そしてまた今御指摘のありましたような観光資源として活用するというふうなことをあわせて検討をさせていただきたい。そして、後世に受け継ぐ財産ということで、国の支援も得ながら、買い取りなどの検討もあわせて進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国の補助も10分の8、8割という話でありますけれども、これはこの

文化財、船来山の古墳関係のものを保存・管理するのに必要な部分の面積であろうと、山全体をどうのこうのということにはなかなかならないんじゃないかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、この古墳等々を保存・管理に必要なものを市のほうでこれからやっていくというふうになれば、国の補助の交付対象にもなるということでございますので、夢のある話でもございます、ぜひ、そういう方向が出てくれば、前向きに買い取り等の準備を含めて、進めてまいりたいというふうに思います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

3 番（鏑本規之君）

これを市の財産として残していくか否かということは、これからの古墳の発掘の出方、その他もろもろいろんな条件があるかと思っておりますけれども、もし船来山全体を、26万坪、全部が地権者の人に分けてもらえるとは思いませんけれども、分けてもらえるところだけでも分けてもらって、本巢市としての里山公園として、何とか後世にそのままの形で残していけたらなあというふうな思いがしております。

もしそういう形になったときに、里山公園として開発また購入ということになれば、まだ合併特例債があるかと思っておりますけれども、そういうものは、合併特例債を使うことが可能か否かということなんですね。もし可能ということになれば、非常に今がチャンスではあるかと思っております。

また、今アベノミクスということで非常に景気等がよくなっております。持っておられる方の大半は、利益を目的としてこの船来山の権利を有しておりますので、もし万が一景気が上向いて、この山をまた再度何らかの形で開発をしようという動きがありますと、利益を追求ということになりますと、また土地等、その他もろもろにおいて高い価格になろうかと思っております。できることであるなら、今、言葉は悪いですがけれども、地主の方たちが非常に難渋をしておるときに、たたいて買うのが安く買えるというふうに思っておりますので、できれば早い段階において交渉をしていただければいいかなあと思っております。

そういうことにおける汗は私もそれなりにかかせてもらうつもりでおりますけれども、それよりも何にしても市民からいただいた大切な税金でございますので、少しでも安く手に入れること、また本巢市がいただいている、使えるであろう合併特例債で、この山を買って、何らかの形で残す方法として使える手段があるのか、改めて伺いをいたします。

議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

合併特例債の活用ということでのお話もでございます。

合併特例債の対象になるというのは、事業計画を上げて、そして国・県の承認を得て、その合併

特例債を充てるというような、そういう事業の進行方法になっております。現在のところ、船来山の古墳関係の公園整備については、事業計画に上がっているわけではございませんので、これについて可能かどうかというのを含めて、これからもし可能となれば、これは事業計画の変更を国・県へ申請をして対象にさせていただくということになるかと思っておりますし、また合併特例債のいわゆる交付期限が合併10年、そしてまた特例で5年間延長しておりますので、来年度、26年度から5年間がこの合併特例債の交付の対象の期間になりますので、今ちょうど船来山の古墳群の調査と合併特例債の使える期限というは、本当に最終のほうにまいりますと、ぎりぎりのところになるというような時期的な問題もあろうかと思っております。5年待たずに国のほうから、先ほど事務局長がお話し申し上げましたように、大変有望な遺産であるというようなお話をいただいておりますので、国指定のほうの手続を早く可能になるようになり、そしてまた地権者の皆さん方がスムーズにこの協議等に応じていただいて、必要な部分の土地の売買も、やってもいいよと、こういうお話になれば、この辺の特例債と、そしてまた国指定との整合というのをしっかり図りながら、進めていきたいなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

私たちもこの市議員の中で有志とともども、周りの市議員の人たち、また町会議員の人たちとの交流を深める「てんぐの会」というのがあるんですけども、多くの市議員の方たち、また町会議員の方たちと交流を深めるための会なんですけれども、その会の中に岐阜市の市議員も結構入っております。

そういう中で、少しこういう話をどうだなということで聞きましたけれども、約9万坪が岐阜市の地域に当たりますので、お尋ねしたところ、本巣市がそういうふうの形で進んでいけるなら協力をしますよということで、市議員のほうからも返事をいただいておりますし、また市長さんのほうからも間接的ではありますが、何らはばかることはありませんというような形で回答をいただいておりますので、市長さんにおかれましては、この件においては、前向きに検討していただけることを切に願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

当初述べたように、私もこの本巣市に来て16年目になりますけれども、市議員になって8年、そして合併して10年目を迎えるということでございますけれども、その中において、本巣市は本当によくなったのかなあということを再三述べておるわけでありまして、その中で、またいろいろの人からの御意見の中で、いつまで分庁舎方式をやるのかというようなことを聞いております。

私は生まれが愛知県碧南でございますので、約7万の都市であります。そこには本巣市と同じように市役所があるんですけども、分庁舎というものは一つもないんですね。市役所まで行くのにどのぐらいかかるんですかという話になるんですけども、車で急いで行っても30分ぐらいかかるんです。高速道路がありませんから一般道ばかりでございますけど、30分ぐらいです。そこに住

んでいたわけなんですけれども、役場が遠くて非常に困りますよというような声は余り聞かないんですね。というのは、余り市民の方たちというのは、本当に役場が必要なときというのは年に何度もない、1度あるなしというのが本来の姿。

その中において、本巢市においては、4つの分庁舎が10年たってもいまだにある。もうぼつぼつ考えてはどうかあという思いが非常にしております。1つにまとめたらどうかあということもあります。確かにいろんな人の意見を聞きますと、あったものがなくなると寂しくなるということもありますけれども、簡単な手続、印鑑証明等とるものは残すようにして、この役場の本体そのもの、職員を一ところに集めてもらえると、私個人的には非常にありがたいかなあと。何かを1つ聞きに行くのに、教育長のところへ行かないかないわ、産業のところへ行かないかんわ、総務のところへ行かないかん、てんでんばらばらだと非常にやにこい。そういうことがありますので、一ところにまとめていただければ幸いかなあと考えております。

ただ、私は個人的には根尾のほうもよく行って、また根尾の四季彩館にもよく泊まってくるんですけど、そこの地域で24時間、仮にホテルでも何でもいいんですけど、そこで生活をするというのが、寝起きをするということによって、その地域の実情がよくわかるかなあということで、本当に年に何度も根尾のほうに足を運びます。

そういう中において、根尾までははっきり言って結構遠いですよ。根尾の人にこっちに来てくださいとはなかなか言いづらいところもあるけれども、そういうことも含めて、市長さんの考え方を、分庁舎方式についての考え方を、ひとつお伺いをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、現在の分庁舎方式に対する考えということでのお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

その前に、分庁舎方式の導入の経緯につきまして、まず少し御説明申し上げたいと思っております。

合併前の平成15年3月に開催されました本巢町、真正町、糸貫町、根尾村合併協議会におきまして、合併後の新庁舎建設につきましては、新市において検討することといたしまして、新市の事務所として旧本巢町役場、現在の本庁舎でございますけれども、ここに決定をされたところでございます。そのときに決めたのは、現在の本庁舎のキャパシティーでは、4つのそれぞれのところにあります全ての部署をこの中に配置することは不可能であったということに加えて、当時の住民感情というのも勘案をして、当時このような調整がなされて、現在の分庁舎方式がスタートをいたしましたということでもございます。

その後平成19年に、外部委員で構成いたします本巢市庁舎整備検討委員会というのを設置いたしまして、検討をさせていただきました。そのときの結論というのが、十数年先を展望すれば、いず

れかの時期には新庁舎の建設は不可避という意見はあるものの、今現在の分庁舎方式というのは市民に定着しているということで、継続をしたらどうだと。そして、新庁舎建設というのはそう急ぐべきじゃないんじゃないかという報告がなされております。このような経緯・経過を経て、10年たった現在も、分庁舎方式というのが継続されてきておるところでもございます。

先ほど御質問ございましたように合併10周年を迎えるに当たりまして、改めて現在の分庁舎方式というのをより詳しく見てみますと、まず市民の皆さんにとって身近なところに庁舎があって、届け出とか申請などに便利で安心という点につきましては、現在の分庁舎方式では、届け出とか申請の内容によりましてそれぞれ担当の4つの庁舎のいずれかに出向かなければならないというふうになっておりまして、必ずしも便利な方式となっておるわけでもございません。また、職員も会議や打ち合わせの都度書類を持って各庁舎を移動するなど、言ってみれば時代の流れに逆行するような大変効率の悪い行政執行体制になっておるといってもございます。

また、この分庁舎方式の一番の懸念というのは、近年よく言われておりますように災害対応に大変弱いんじゃないだろうかということでは、災害対応を初めとする危機管理体制というのが緊急かつ早急にとれない、そういう問題点を持っておるといふふうに思っております。今後発生が予想されております東海、東南海、南海の3連動地震などで大災害が発生した場合、災害対策本部が本庁舎に設置されます。しかし、最前線、現場で対応いたします産業建設部とか上下水道部というのは離れておりまして、我々本庁舎におりますと、その状況把握に手間取ったり、また本庁舎から指揮命令してもなかなか指揮命令が十分伝わらない、こういうことが危惧されているところでもございます。

また、分庁舎方式によりまして、ふだんなかなか顔を合わせない職員が多くいるということもあります。先日来、各庁舎の職員等々の市長との語る会ということで、ずっといろいろ職員からお話を聞いておりますと、私の危惧しておったものが、いみじくも職員間からも出ておりまして、要するに職員の連帯感、一体感というのが、分庁舎方式、なかなか顔を合わせられないということで、大変心配してそういう声も出てまいりました。やはり、たかだか300人超える職員がおるところで、顔を見たことがない、声をかけ合ったこともないという職員がいるということが大変心配なところでもございます。こういう職員体制であったときに、災害対応など何か事あるときに職員が一丸となって取り組むということが、なかなかそういうときにも支障が出るんじゃないかということをお心配をいたしておりますし、危惧いたしているところでもございます。

一方、こうした先ほど申し上げましたような危惧する点が多く見受けられます分庁舎方式でもございますけれども、旧の町村役場がそれぞれ分庁舎、総合支所として今までと同じところにありまして、市民の皆様方には安心感とか利便性を感じていただいているというのも事実でもございます。

そういったことから、先ほど議員のほうからもお話ございましたけれども、統合方式をするときには、こうした利点をなくさないような仕組みということで、各庁舎に各種届け出や手続等ができる総合窓口というのを置くなどいたしまして、市民サービスの低下につながらないような、そういった仕組みを十分検討していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、またこういったいろいろ問題も念頭に、また議員の皆様方、市民の皆様方の御意見をよくお聞きしながら、統合ということがあれば、そういうものを慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、仮に各分庁舎に各種届け出とか手続のできる総合窓口を設置するというを前提で、統合方式で本巢市の行政機能を現在の本庁舎とその周辺施設に集約するとした場合、現在の組織、人数であれば、すぐ隣でございますすこやかセンター、公民館を活用することによりまして、一部新たに駐車場用地の確保というのが必要になりますけれども、新たな本庁舎の建設は必要ないというふうに想定をいたしております。

以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

3番（鏑本規之君）

今市長さんの考え方を聞きますと、何とか一本化をしたいような形でございます。市会議員も旧町村49名のときかな、そういうときから、合併のいろんな形で協議をしてきたいきさつがあるかと思っております。それから数えてもう3回議員の選挙も行われているわけなんですけれども、そういう中において、ここにおられる議員の先生たちもそれぞれに考え方も変わってきておるであろうと思っております。合併した当初におかれましては、いろんな、言葉は悪いんですけども、自分のところの部落意識というものが非常に強く、自分のところのことは自分のことというような形を持っている、今もそのことが多々残っておる部分はありますけれども、そういうものをなくするためにも、本巢市は合併した時点から一つであるという形をとるためにも、一刻も早くこの分庁舎方式をやめて、本来の形にすべきであろうかと思っております。市長さんもそういう形でもっていききたいというような意向でございますけれども、一刻も早い時期にそれをすべきであろうと、できる範囲内からでもそうすべきであろうと思っております。

市長さんの答弁の中にもありましたように、災害等が起きたときに、核となる部長さん各位がこの本庁舎に集まって、そして実動部隊となる職員の方たちが分庁舎にいては、連絡事項その他もろもろ一つのことに対して、瞬時を争うことに対して対応ができないと思っておるわけです。ですから、市長さんが言われる市民の安心・安全を常に確保、頭の中に入れておくことを考えた場合において、今の分庁舎方式というのは非常にマイナス面が多かろうかと思っております。

確かに今まで4庁舎でやっていたものを、また職員の方たちを一ところに集めるということは、非常に手狭だろろうかと思っておりますけれども、10年たったときにおいて、合併した当初よりも職員の数も少しずつであろうが減っておると思っておりますので、多少難儀はあろうかと思っておりますけれども、市民の方たちも今までは5分で来られたところを10分かかるかもしれない、そういう難儀をお互いということで、お互いさまということをもって、一刻も早い分庁舎方式を少し変えて一本化できるようにしていただけるように願って、私の一般質問は終わりたいと思っております。

答弁も何も結構でございます。

市長さん何か言うことがあるなら、いいですか。

じゃあもう終わります。

議長（若原敏郎君）

暫時休憩します。10時50分から再開いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時50分 再開

議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

5番（船渡洋子君）

通告に従いまして、大きく3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、雑誌スポンサー制度の導入についてお尋ねをいたします。

国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえています。そのアイデアの一つに、近年、企業、団体、または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部、または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があり、導入する自治体が全国に広まりつつあります。具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー、表面にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みが一般的です。図書購入費の新たな財源を確保しつつ、地元企業などのPRや市民サービスの向上にもつながる有効な施策として注目されています。

本市においては、ほんの森では、35冊程度の月刊誌が並べてあります。ほかにも図書室等がありますので、かなりの経費削減ができるのではないかと思います。

ちなみに、岐阜県と岐南町、各務原市、土岐市が現在導入をしております。全国で7県と、そして市として60市がこの雑誌スポンサー制度を導入しております。我が市においても優良企業がたくさんありますので、ぜひ導入をしてはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

雑誌スポンサー制度については、本を買う資料費が年々減る中、蔵書などの充実を図るため、平成20年に企業等の力を効率的に使う方法として岐南町図書館が導入し、ことしの5月現在では、全国で80カ所以上が採用していると聞いております。

先ほども質問の中にありましたけれども、県内においては、岐南町図書館を初め岐阜県図書館、

各務原図書館、そして土岐市図書館が導入をいたしております。

議員御指摘のとおり、図書購入費の新たな財源を確保しつつ、地元企業などへのPRや市民サービスの向上にもつながる有効な施策として、本市においても、雑誌スポンサー制度を来年度より導入してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

来年度から導入をしていただけるということですので、また大いに図書館等も活用していきたいと、このように思います。

続きまして、フッ化物洗口で虫歯のない健康づくりについてお尋ねをいたします。

歯と口腔の健康づくりは、単に歯科疾患を予防するだけでなく、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病の予防、認知症予防や寝たきり防止につながるなど、全身の健康に大きな役割を果たしています。それと同時に、食事を味わう、会話を楽しむ、生き生きとした表情で交流するなど、生活の質の向上に直結するものです。

国においては、平成23年8月10日、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、岐阜県においては、平成22年4月1日、岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例が施行されました。いずれも歯と口腔の健康づくりが一人一人の質の高い生活の確保につながることや、日常生活での取り組みが重要であること、個人や関係機関、行政等の緊密な連携を基本理念に据えています。

見出しのフッ化物洗口ですが、フッ素は、土の中、海の水、河川、植物など、広く自然に存在するもので、人の歯や骨の正常な発育にはとても大切な元素で、虫歯を抑えることのできる栄養素とされています。また、歯の質を丈夫にする、でき始めの虫歯を治す、お口の中の細菌の働きを弱める働きがあり、フッ化物を直接歯に塗る方法が歯科医師、歯科衛生士のもとで行われ、虫歯予防効果にすぐれているということです。

フッ化物洗口とは、フッ化物を含む水溶液を口に含み、ぶくぶくうがいをする方法で、歯質の強化が図られます。

そこで、本市では、保育園、幼稚園、小・中学校でのフッ化物洗口、フッ化物歯面塗布の歯科保健教育はどのようにされていますか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市のフッ化物洗口は、根尾精華保育園の年長及び根尾小学校、また土貴野小学校、席田小学校



で実施をしております。また、フッ化物歯面塗布につきましては、ゼロ歳から就学前の乳幼児を対象に、各保健センター等で年4回、合計16回実施をしております。保育園、幼稚園の歯科保健教育は、各施設が実施する歯科保健教育時に歯科衛生士が集団教育をし、また小学1年生から中学1年生につきましては、各学校において全クラス対象に歯科衛生士が集団教育を、そして中学2年から3年生には、歯科健診の結果により個別教育を実施しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

舩渡洋子君。

5番（舩渡洋子君）

今、本巢市の状況をお話しいただきました。フッ化物を塗ることですけれど、年4回、それぞれの保健センター等で行われているわけですが、そのときは歯を磨いて、200円を持ってフッ素を塗ってもらいに行くという方法がとられていると思います。

あるお母さんが、なかなか決められた時間に行けなくて、自分たちで歯医者さんを予約して、子どもを連れてフッ素を塗っていただくと保険が適用されて、無料でフッ素が塗ってもらえるという、ちょっと不公平だなあという話を聞いたときに、結構、歯医者さんへ行くお母さんがいるよという話を聞いたわけですが、1点、その辺が今後の課題になるのではないかなというふうに思いますので、その点は今後検討をしていただきたいと、このように思います。

そして2番目の質問ですが、平成16年からフッ化物洗口を実施している山県市は、実施率は市内の3,000人のお子さんが実施をしており、園児は99.8%、小学生が99.6%、中学生は99.1%です。中学1年生の虫歯の罹患率は0.12本として、1本の虫歯もないという結果が出ています。県下で一番少ない本数でした。また、歯科医院の歯科衛生士、保育園、幼稚園、小学校と協力して、子どもたちが保護者に対し、フッ化物洗口の効果やブラッシング指導をしたことによって、虫歯にならないという、フッ化物洗口が大切だということをしっかり学ぶ機会を設けています。そういった山県市の事例にありますように、大変虫歯をなくすにおいて効果があるフッ化物洗口であります。

このように、フッ化物洗口に取り組み、先ほど言いました12歳児の1人平均虫歯は0.1本という県内で2位の成果を置いた結果において、本市にもこの事業を取り入れていってはどうかというのを思います。そして、虫歯ゼロを目指していってはどうか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、フッ化物洗口の取り組み、評価についての質問にお答えをいたします。

歯・口腔の健康につきましては、妊婦から高齢者まで、それぞれのライフステージごとに、生涯にわたって自分の歯、口腔の状態を的確に把握し、適切なセルフケアと専門的な口腔管理を継続していくことが必要でございます。

現在、本市では、健康増進計画第2次でございますが、これに基づきまして、歯、口腔の健康づくりに努めており、その一環としまして、一部の学校等によりフッ化物洗口を始めております。

県内では、第2次岐阜県歯・口腔の健康づくり計画によりますと、平成23年度のフッ化物洗口を実施している保育園・幼稚園は、623施設中76施設、小学校・中学校は、562施設中119施設となっております。平成24年度、12歳児における永久歯の1人当たりの平均虫歯数は、全国では1.10、岐阜県では0.819、本巣市では0.737、山県市では0.120となっております。

今後は、ブラッシング指導等の歯科保健教育を強化するとともに、安全性、有効性を鑑み、薬液の管理、洗口を行う場所の確保等について、各学校等の施設や歯科医師、薬剤師と協議をし、取り組みについて検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

5番（船渡洋子君）

フッ化物洗口は、実施をした年数が長いほど虫歯予防に効果的と言われております。その効果は、大人になっても持続いたします。山県市では、この事業を始めて9年間で虫歯が15分の1に減少したということです。子どもたちの中には、虫歯って何とお母さんに聞く子どももいるくらい虫歯がないというふうに伺っております。小さい保育園の年中さんぐらいから始められているわけですが、初めはお水でぶくぶくうがいの練習をして、下を向いてやるそうです。上を向くと入っていくといけないということで、下を向いてぶくぶくうがいをして、集団で皆さんのコップに洗口液を口を含むだけを入れて、一斉にぶくぶくぶくとやって、そのコップに吐き出すと、そういうようなやり方をして、小さいお子さんも安全にというふうに考えて進めているというふうにお伺いをしました。

今後、そういった対応等も検討していただいて、ぜひとも全学校、また保育園・幼稚園でこのフッ化物洗口を行っていただきたいと思いますが、その点、今検討をしますということでしたが、もう一度回答をお願いいたします。

議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

関係機関とも協議をいたしまして、取り組みについては検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

5番（船渡洋子君）

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、留守家庭教室の拡充についてお尋ねをいたします。

共働きなどにより、親が留守の家庭の子ども（おおむね10歳未満）が放課後に過ごす居場所が放課後児童クラブ、学童保育とも言われています。本市においては留守家庭教室と、このように名称されています。それは、子どもの放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図るものとして、1997年の児童福祉法改正により法制化されたものであります。働く女性の増加などを背景に、保育所と同様に留守家庭教室のニーズも高まっています。

厚生労働省が10月に公表した調査結果によると、共働きなどで両親が家にいない小学生を預かる放課後児童クラブ、留守家庭教室の実施数は、5月1日現在、397カ所増の2万1,482カ所に上り、利用児童数も前年同期より3万7,265人増の88万9,205人、これは全国の数ですので余りぴんとこないんですが、それぞれ過去最高を記録いたしました。

本市における留守家庭教室の現状はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市の留守家庭教室における現状につきましては、現在、本巢地域では、本巢小学校の1教室、糸貫地域では席田、一色、土貴野小学校の3教室、真正地域につきましては、真桑、弾正小学校の2教室の計6教室で実施をしております。設置場所につきましては、小学校の空き教室及び学校敷地内に建設した留守家庭教室棟で実施をしております。利用児童につきましては、平成16年の合併当時は100名程度であったものが、平成25年10月で約3倍の300人ほどに増加をしております。

また、12月1日現在の利用状況は、本巢、席田、一色、土貴野、弾正教室の5教室は定員内におさまっておりますが、真桑教室の1教室に8名の待機児童が発生しているという現状でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

5番（船渡洋子君）

真桑では今8人が待機というふうに言われましたが、今、1教室何人というふうに決められているのでしょうか。それと、根尾地域がこの留守家庭教室というのが始まっていないということですが、これはニーズがないのか、対応ができないのか、その点も教えてください。

議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の教室の定員でございますが、これにつきましては、施設によって、キャパの関係上、大体平均でいきますけど40名程度ぐらいのものが一般的なんですが、そんな中に50名から

60名ぎりぎりのところに詰めてやっているのも現状のところはございます。なるべく新しいものをつくっていく中には、施設等の関係もございますが、非常にニーズが多いということで、なるべくキャパも広げながら計画をしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の根尾地域では留守家庭教室がという話でございますが、もともと根尾地域は、合併前から留守家庭教室がなかったというのが現在も続いておるわけでございますが、今後につきましては、根尾地域も含めまして、根尾地域の留守家庭教室を希望される方等、いろいろ調査も必要になってきます。今後の課題として検討していく必要があるのかなというふうに現状は思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

舩渡洋子君。

5番（舩渡洋子君）

ぜひ公平にということで、そのように検討をしていていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の拡充の計画は今後どのようにされていくのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

議員仰せのとおり、働く女性の増加によりまして、留守家庭教室へのニーズは年々高まってきているものと思われております。

この質問の留守家庭教室の拡充計画についてでございますが、現在、放課後児童健全育成事業といたしまして、本巢市留守家庭教室事業実施要綱により、小学校1年生から3年生までの授業の終了後及び学校休業日に、保護者等が就労等により家庭にいないため、家庭での保護が欠ける児童を対象にして実施をしております。拡充につきましては、子ども・子育て関連3法の中におきまして、消費税率10%が実施される場合に、対象年齢を小学校6年生までに引き上げることも含め、国の子ども・子育て会議にて検討をされております。

当市におきましても、子ども・子育て支援法第61条に基づくニーズ調査を今年度中に実施をしまして、量の把握をした上で、本巢市子ども・子育て会議において意見を求めながら、国で議論されている内容にも注視し、本巢市子ども・子育て支援事業計画を策定する中において検討をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

舩渡洋子君。

5番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

お母さん方にとっては、小学校へ入ってから、今の留守家庭教室が3年生までということで、4年生になったら見てもらえないというのが、とても心配をされてみえます。たまたまいろんなお母さんに会ったときにそんな話を聞いて、子ども・子育て3法で6年生まで見てもらえるようになる予定だから、まだそのお母さんは子どもさんが保育園に、これから小学校へという、それこそ3年、4年先のことを心配をされてみえました。それほどお母さんたちにとっては切実な問題だというふうに捉えております。ぜひともそういったことを解消できるように計画を立てていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、2015年にスタートする予定の子ども・子育て対策支援制度により展開が期待をされるわけですが、子どもの健全育成という視点が何よりも重要であります。まずは親の就労の有無、それから子どもの学年を問わず、必要とする子ども全てに放課後の居場所を提供することが必要ではないかと思えます。そして、多様な事業主体の参入を促進しつつ、利用を希望する児童全てを対象とした事業展開を図ることが国のほうでは求められています。

子どもにとっては、友達と遊んだりして過ごす放課後も、心身の成長にとって重要な時間であります。したがって、まずは量的拡大が必要ではありますが、その上で、子どもの健全な育ちを支えるための放課後児童クラブはどうあるべきかという質的向上のための議論も今後は必要ではないかというふうに思います。

もうずうっと昔になるわけですが、私たちが子どものころというのは、授業が終わって、放課後でお友達と帰りのチャイムが鳴るまで運動場で遊ぶ、そこに友達とのコミュニケーションとか、いっぱいつくっていったという、そんな覚えがあります。

今は、小学校の子どもさんも集団下校とか、校庭で遊んでいるというようなことはさらさらしないような今は環境でもあります。あるところでは、放課後、校庭を開放して、みんながどっちボールをやったり、いろんな遊びをして、そしてお帰りチャイムが鳴ったら帰っていくと。その後に、放課後児童クラブの子たちは、その教室に入ってというふうにしてやってみえるということもあるというふうに伺います。全国のいろんな事例を参考にして、今後進めていただきたいということを要望いたしまして、私からの質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（若原敏郎君）

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

8番（高橋勝美君）

議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の市議会議員選挙で、市民の皆さん方の御支持を得まして、3期目に出させていただきます。初めての質問でございますので、前向きな御回答をお願いいたします。

通告に出してあります高齢化対応度について質問させていただきます。

来るべき本格的な高齢社会を前に、財政の厳しい制約がある中で、急速に進む高齢化に自治体はどう対応していくかの調査を、日本経済新聞社産業地域研究所が、全国787市、東京都23区を入れ

812の市区を対象として実施されました。

設問は、どういうことで調査をしたかと申しますと、医療・介護、生活支援・予防、社会参加の主要3部門と、そのほかに分類した計36項目で部門ごとの得点と総合得点を算出し、ランキングを作成されました。今回の調査で、総合順位は栃木県小山市、2位に東京都荒川区、3位が新宿区、回答が得られた自治体は110市区で、岐阜県では郡上市が回答が出されなかったということでございまして、評価方法は次のページに載せてございますが、評価対象にした指数は、医療・介護が12項目、生活支援・予防が8項目、社会参加が6項目、その他が10項目で合計36項目でございます。各市の回答数値や政府統計をもとにして、その市区の状況を示すデータを計算してから偏差値を算出して、その値に応じて得点をつけた設問であります。

内容は、医療・介護が12項目でございまして、一番成績のよかったのが石川県小松市であります。

1項目めは、高齢者数の増減率と比較した要介護、要支援認定者の増減率、2項目めは、高齢者1,000人当たりの特別養護老人ホームの定員数、3項目めは、高齢者1,000人当たりの介護老人保健施設の定員数、4項目めが、市区域で働いている高齢者1,000人当たりの介護職員、ホームヘルパー、介護職員基準研修、介護福祉士の合計を表したものでございます。5項目めが、介護職員初心者研修の講習や受講費助成制度などの有無、6項目めが、高齢者1,000人当たりの地域包括支援センターの総職員数、7項目めは、地域包括ケアシステムについて、主治医との連携を強めるための地元医師会や医師グループと定期的に話し合う場の有無、8項目めが、高齢者1,000人当たりの健康診断、特定健診の受診者数を算出したものでございまして、9項目めが、高齢者1,000人当たりのがん検診受診者数、10項目めが、高齢者1,000人当たりのインフルエンザの予防接種者数、11項目めが、高齢者1,000人当たりの肺炎球菌ワクチン接種者数、12項目めが、在宅の要介護、要支援者であります。

それと、世帯向けのサービスの有無、これには助成費を含む配食（昼食及び夕食）、寝具の手入れ（乾燥、選択）、理容室、病院の入退院や施設の入退所の送迎、徘徊高齢者探索支援、家族の介護者の交流事業等がやっておられるということを調査しました。

次に、生活支援・予防が8項目でございます。これが一番よかったのは、富山県富山市が1位であります。

1項目めは、介護の2次予防事業への参加者の割合。2項目めは、介護予防事業評価の実施有無、これは2次予防事業評価、1次予防事業評価。3項目めが、低所得者の高齢者が入居できる市営住宅や住宅賃貸の際の紹介や保証金助成制度の有無。4項目めが、日常的に買い物に出向くのが難しい買い物困難者、支援者の有無。5項目めが、民生委員や自治会、社会福祉協議会、NPOなどと連携した高齢者を見守るネットワークのカバー率。6項目めが、高齢者の自立支援条例、高齢者の生きがいづくり支援条例など、高齢者の生活を支える条例制定の有無。7項目めが、市民が成年後見人を定める制度の有無。8項目めが、成年後見人制度について申し立ての費用補助、後見人の報酬への補助など利用支援制度の有無の8項目を対象に置きました。

また、社会参加は6項目でございますが、福井県坂井市が1位でございました。

高齢者の就業率、高齢者1,000人当たりのシルバー人材センターの契約実績額、3項目めが、ボランティアの活動に参加している高齢者の割合、4項目めが、介護ボランティアへ的高齢者の参加を促すポイント制度導入の有無、5項目めが、生涯学習の大学や講座など学習活動に参加している高齢者の割合、6項目めが、老人クラブへの加入率。

それとその他になりますが、その他は10項ございますが、1項目めが、災害時の要支援者の名簿の整備状況でございます。これについては、私が住んでいる早野自治会は、個人情報の問題でございますが、名簿の整備や災害時の要支援者の整備等も名簿をつくってやっております。2項目めは、高齢者数の増減率と比較した高齢者虐待判断件数の増減率。3項目めが、市区域内を運行するバスの低床化車両の割合。4項目めが、バリアフリー法の建築物、移動等円滑化基準に適應する公共施設の割合。5項目めが、地域福祉計画など高齢者福祉の関連する計画策定の議論について一般住民が参加できる仕組みの有無、議論に参加する市民の中で、高齢者介護にかかわった経験のある住民の有無。6項目めが、介護保険料や介護保険サービスの内容を決める議論について一般市民が参加できる仕組みの有無、議論に参加する住民の中で高齢者介護にかかわった経験のある住民の有無。7項目めが、健康寿命について独自算出の有無。8項目めが、高齢者1人当たりの国民健康保険料の増減率。9項目めが、高齢者1人当たりの個々の医療費の増減率。10項目めが、男女別の平均寿命の増減というのが10項目の調査対象でございました。

今後、扶助費や介護保険料が重くなる中、高齢化対策は財政需要とバランスをとって進める必要があります。2015年からの介護保険料のサービス、保険料の見直しを前に、今後、健康づくり、介護予防の拡充を通じた財政負担の抑制は自治体にとって大きな課題となるため、お尋ねしたいと思います。

初めに、市の総人口と高齢者人口との割合、また高齢者に対する要支援、要介護認定者の割合はどのようでございますか、健康福祉部長にお尋ね申し上げます。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年10月末現在、総人口は3万5,644人、65歳以上の人口は8,822人で、高齢化率は24.75%であります。介護保険による要支援認定者は221人、要介護認定者は1,066人の合計1,287人で、高齢者に占める割合は14.59%であります。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

8番（高橋勝美君）

今、健康福祉部長から御報告ございましたが、これから先、2015年になればもっとふえてくると、

かように思っております。

そこで、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、2番目の、今年度、東洋経済新報社が6月に第20回住みよさランキングの発表がございました。その778市の中で総合5位であったのが、先ほど申し上げましたように、高齢化対応がまだおくと私は思っております。今後の本巢市の対応策はどのようにお考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、市の高齢化対策につきまして少しお答え申し上げたいと思っております。

まず最初に、今回、アンケートの中でございますけれども、このアンケートも、それぞれ本巢市もお答えをしておりますけれども、その中で、状況が把握できなくて、わからないと回答した部分がかかなりございまして、数値をつかんでいるところは回答をしている、そして数値がつかめないところは、つかめないという回答をいたしております、その結果、今回、このアンケート調査の数値がいろいろと、どこの市町村もそうですけど、この辺の点数というのが行かなかったという思いもしております。

先ほど東洋経済のお話がございました。東洋経済の調査等によりますと、全国全ての市で数値がつかめるものをしっかりと把握した上で点数を出してやっているということで、特に、本巢市の場合は高齢者の特別養護老人ホーム等々の施設も充実しているというようなこともあって、かなり高い点数をいただいておりますというのも事実でございます。

そういったことで、今回の調査と、うちの市のやっていることの順位がおくれているか、おくないかというのは、なかなかはっきりしたことは申し上げにくい部分があるかというふうに思っております。全ての回答があって、全ての数値を出して、その数値を比較するということができると、ある程度判断の部分も、こういう部分がよくて、こういう部分がおくれているなというようなこともあるかと思うし、また先ほど来それぞれ御説明があったものは、市の対応でどうなるという数値ばかりではなくて、それぞれ個々の事例で何ともならないというようなものの数値もありますので、その辺の判断基準はちょっとどうかなという思いを前もってお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

ちょっと前段が長くなりましたけれども、今現在、本巢市が取り組んでおります高齢者対策というのについて少し御説明を申し上げたいと思っております。

本巢市では、言うまでもなく、住みなれた地域で、いつまでも元気で暮らしていただきたいという願いを持っておりまして、そのためには、高齢者対策、各種の事業に取り組んでいるところもございまして。ということで、先ほど3項目、3つの大きなくくりで御質問がございましたので、それぞれの件について少しお話をさせていただきますと、医療・介護の部分では、寝具の手入れ、乾燥とか洗濯とか、こういうものを対象して、本巢市の寝具消毒乾燥事業というものは現在も取り組ん



でありますし、また配食等につきましても、社会福祉協議会で月2回、そういうものも実施をさせていただいているということでもございます。

また、生活支援・予防の取り組みにつきましては、高齢者等を初めといたします地域における見守り活動というのを積極的にやるというようなことで、現在、民生委員・児童委員の見守りというのをやっていただいておりますし、また市の単独の施策ということで、地域福祉協力員という制度もつくらせていただいて、見守り活動を実施させていただいております。

また、ことは8月から、新聞配達事業所等の19の事業所の協力をいただきまして、本巢市地域見守り協力事業等連携事業というのをスタートさせていただいております。これは、常日ごろ各家庭を配達等々でお邪魔する方々に、特に高齢者等々の世帯を中心に、何か異変がないかというようなこと、新聞がたまっているとか、電気がつけっ放しになっているとか、そういったことをいち早く気づいていただいて、市のほうへ連絡していただくと。それによって、市のほうで早速お邪魔して、何か異常がないかということを確認すると、そういうような施策を今年度8月からスタートもさせていただいております。

また、介護予防につきましては、キラリ元気アップ教室、またからだ元気アップ教室というようなことを実施いたしまして、要介護状態にならないように予防という面に力を入れてさせていただいておりますし、また社会参加につきましては、高齢者の皆さん方が元気で、そしていろんな場に参加できる場をつくるということも大きな目的にいたしまして、老人クラブ事業、またシルバー人材センターの事業ですとか、また社会福祉協議会の協力をいただいた事業、またそれとつながっている各自治会における事業、それから市のほうでまちづくりパートナー事業ですとか、ふれあいきいきサロンと、そういったものを実施しながら、高齢者の方々が自宅にとじ込められなくて、どんどんと外に出ていただいて、社会参加というんですか、みんなの中で社会の一員としてしっかり認識できるような、そういった場の設置をさせていただいて取り組んでおるところでもございます。

ちょっとかいつまんでお話し申し上げましたけれども、このように、高齢者に対する各種の事業というのは、基本は平成24年度から26年度までを計画期間としてやっております本巢市老人福祉計画に基づいて取り組んでいるところでもございます。

議員御指摘のように、これからどんどんと高齢化が進んでくるというときに、いかに寝たきりとかにならないように、そして予防もしっかりとやりながら、健康で御長寿をしていただくというのが我々行政を預かる者もそうですし、もちろん当事者、御家族の方々も皆そういう思いだと思いますので、これからも、今までも取り組んできておりますけれども、なお一層、高齢者の健康づくりとか、介護予防の拡充というのに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

このために、今年度、平成26年度に策定を予定いたしております27年度から平成30年度までを計画期間といたします本巢市老人福祉計画、それからまた我々も入っておりますもとす広域連合が作成いたしますもとす広域連合第6期の介護保険事業計画との整合を図りながら、先ほど申し上げましたような健康づくり、介護予防等の拡充施策等も取り上げて、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後もどんどんと高齢化が進んでまいります。こういう中であって、高齢者の方々がいつまでも元気で、住みなれた地域で生活ができるような施策にこれからも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

8 番（高橋勝美君）

先ほどちょっと申し上げられなかったんですが、岐阜県内の一番いい市は、羽島市、下呂市が702市のうち141位。美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市と本巣市は500番以下と。それで本巣市は、先ほど点数の読み方が市長はちょっと違うとおっしゃっていましたが、捉え方が違ってある場合がありますから回答が違ってあるかもわかりませんが、本巣市は33.625点で、全国702市のうち571番目でした。こういうことで、若干おくれておるんじゃないかと私は申し上げたわけですが、今後、先ほどもちょっとお話が出ました要介護状態にならないように、高齢者がいつまでも元気で生活のできるような健康づくり、キラリ元気アップ教室、またからだ元気アップ教室の参加者を多くするための呼びかけはどのようにお考えでございましょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

細かい事業についてのお尋ねでございますので、また後ほど部長のほうから答弁させていただきますけれども、先ほど点数の話がございました。別に反論するわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、本巣市、それから瑞穂もそうですけれども、それぞれ回答した部分のところが、大体本巣・瑞穂は同じように広域連合を組んで、こういった対応をしているわけですが、それぞれお互いの市町とも、それぞれ点数が低いんだよと言っていますけれども、回答のほうは、わからない、数値がつかめないという回答も多くしておるということで、現在このような数値も出ているんじゃないかと。我々のところも、数値が全部回答できるところだけ比較すれば、またちょっと違った数値が出てくるんだろうとっております。

我々瑞穂も本巣もそうですけれども、一生懸命高齢者対策というのは今までも取り組んできておりますし、広域連合を中心にして、介護等も含めて積極的にやってきているわけでありますので、私はそんなに言われるほどおけているというふうには思っていないんですけれども、よくこの辺の数値も精査をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、介護予防等、キラリ元気アップ教室というような特定の事業の質問がありましたけれども、そのための取り組みはどうやってとか、一つ一つじゃなくて、我々はいろんな仕組みをつくりまして、そこへ参加していただけるような、そして、そういったものを実施できるような体制を組んできているということは事実でありますので、今後こういったところにどんど

んと参加していただく、そして介護予防につながる、そういうような事業にこれからも積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

8 番（高橋勝美君）

参加への呼びかけももっとPRをしていかないと、参加者がふえなくて、家に閉じこもった状態が多いんじゃないかと、かように思っておりますから、いつまでも元気で高齢者が生活できる状態に持っていかないと、保険料のアップとか、いろんなことで大変厳しい財政状況になっていくのではないかと、かように思っておりますので、その辺をよくお考え願いまして、2015年までに何とかそういうことの前向きな回答をしていただきたいと、かように思っております。

大変ありがとうございました。私ももうすぐ高齢者になりますので、元気で住みなれた地域で生活ができるように、そういう施策をとっていただいて、私も病院にかからないように、なるべく元気でいたいと思いますから、どうかよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

議長（若原敏郎君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時から再開しますので御参集ください。

午前11時47分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（若原敏郎君）

再開いたします。

続きまして、10番 道下和茂君の発言を許します。

10 番（道下和茂君）

それでは、通告に従いまして、4項目にわたり質問をさせていただきます。

最初に、1番目の獣害対策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、過去にも複数の議員さんがこの問題を取り上げておられます。今回、私も当該地域で生活をしており、獣害による被害のお話を聞かない日はないくらい当該地域では深刻な問題となっておりますので、今回、改めてこの問題を取り上げさせていただき、執行部の御見解をお尋ねしたいと思います。

北部地域では、野生の獣害による農林作物被害をどう食いとめるかが苦慮いたしておるところでございます。獣害による被害を防止するには、追い払いや進入防止だけでは根本的な解決策にはならず、一度餌場を覚えただけのものは、追い払いや進入防止で餌場を失えば、新たに進入しやすい餌場を求め、より広範囲での出没につながり、被害範囲の拡大が懸念されております。特に、猿によ

る被害は、捕獲処分をしない限り被害を防ぐことは難しく、また最近では、通学路の国道沿いでも猿被害を知らない人たちが、かわいさから餌を与える光景もしばしば見られます。そうしたことが人間を恐れなくなり、さらに被害の拡大や事故への懸念すらあります。こうした被害が農林産品生産者の意欲衰退など、耕作放棄地や熊による皮剥ぎ被害での樹木の立ち枯れから山林の荒廃などにつながり、生活環境の悪化が進みます。生活環境の悪化が進めば、さらに過疎化に拍車がかかるなど、負の連鎖につながってまいります。

追い払いや進入防止より効果が期待できる、おり、わな、銃器などの捕獲により、個体数も減らすことも今以上に必要と考えるため、お尋ねをいたします。

まず、1番目の でございますが、種別獣害の捕獲実績と計画を産業建設部長並びに林政部長にお聞きをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長及び林政部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の種別獣害の捕獲実績につきましては、ヌートリアにつきましては、平成23年度38頭、24年度34頭、25年度は11月末現在で19頭捕獲しております。イノシシにつきましては、23年度20頭、24年度42頭、25年度は11月末現在で43頭捕獲しております。また、鹿につきましては、平成23年度8頭、24年度14頭、25年度は11月末現在で17頭捕獲し、猿は平成23年度7頭、24年度14頭、25年度は11月末現在で2頭捕獲しております。さらにカラスは、平成23年度23羽、平成24年度140羽、25年度は11月末現在で135羽捕獲しております。

次に捕獲計画でございますが、平成23年度策定の本巢市鳥獣被害防止計画、目標年度は平成26年度に定めておるものでございまして、鳥獣害別の捕獲計画数は、ヌートリアが平成25年度110頭、26年度も同じでございます。イノシシは、平成25年度40頭、26年度も40頭でございます。鹿は、平成25年度20頭、平成26年度も同じく20頭、猿につきましても、平成25年度、26年度とも45頭の計画でございます。カラスにつきましては、同じく25年度、26年度とも150羽を捕獲する計画となっております。よろしく申し上げます。

議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、林政関係の獣害捕獲実績と計画についてお答えいたします。

林政関係としましては、ツキノワグマの有害捕獲をしております。捕獲実績としましては、平成20年度1頭、平成21年度4頭、平成22年度10頭、平成23年度2頭、平成24年度2頭、今年度は現在まで2頭捕獲しております。

次に、捕獲計画についてお答えさせていただきます。

ツキノワグマは、本巢市鳥獣被害防止計画で、平成24年度から平成26年度までの捕獲計画数は毎

年10頭としております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

それでは、再質問をさせていただきます。

熊、猿による被害は、先ほど申し上げましたように、本当に深刻な問題でございます。後ほどまた質問をいたしますが、熊による皮剥ぎ被害は現在でも拡大しておる中で、林業再生事業の10分の10の有利な事業も来年度よりなくなり、熊による皮剥ぎ被害防止のテープ巻きの面積も減少するのではないかと危惧をいたしております。また、熊、猿におきましても、捕獲を計画数値にいかにつづけるかが大切であるのではないかと思います。その実績数値の変化をどのように分析し、今後獣害防止に活用されていくか、お尋ねをしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、私のほうからは猿のことにしてお答えをさせていただきます。

猿の捕獲計画につきましては、平成21年度から23年度までの捕獲の実績の平均値をとったもので、その時点で計画をしております。実際、平成22年6月補正をいただきまして、8月ごろから、そのときに猿の銃による捕獲を行った経緯がございます。その時点では、かなりの捕獲頭数がございます。平成22年度中に99頭の猿を捕獲しております。ところが、12月時点で予算がなくなったということで補正を組んでいただいた経緯もございますが、それ以降、猿の出没について地元からの御連絡をいただいたり、あとは駆除に行っていたりもすぐ逃げられてしまったりというようなことで、なかなか駆除が進んでおらないのが現実でございます。

今後の対応については、猟友会ともよく協議をさせていただいたりということで対応を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、熊につきましては、平成23年度より実績頭数が2頭で、計画頭数10頭を大きく下回っておりますことから、効率的に捕獲ができますよう、猟友会と調整を図ってまいりたいと思っております。

また、獣害防止等の補助事業の採択について県等へ要望し、被害が削減できるよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

いずれも猟友会とよく協議してということでございますので、それ以上私も言うつもりもございませんし、後ほどその猟友会、いわゆる狩猟銃器免許者等のことについてお尋ねをしますので、1番目の につきましては、これで終わります。

次に、1番目の をお聞きいたします。

狩猟銃器免許者、狩猟わな免許者の数と、この減少対策は。また、鳥獣被害対策実施隊の趣旨と目的、効果は今年度組織されたことでございますので、効果をお尋ねすることはいかがかと思いますが、趣旨と目的をまずお尋ねいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び林政部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、私のほうから鳥獣被害対策実施隊の趣旨と目的について御回答をさせていただきます。

趣旨等につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定及び本県市鳥獣害防止計画の対象鳥獣による住民の生命、身体、または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項の3、鳥獣被害対策実施隊に関する事項により、被害防止計画による鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、平成25年9月2日に関係要綱を整備し、市の職員5名をもって設置し、その内訳は、産業経済課3名、総務産業課2名となっております。

現在、実施隊の具体的な職務としましては、有害鳥獣の追い払い、鳥獣被害防止対策の啓発及び獣害防止柵の設置に係る研修手伝い等としており、今年においては、獣害被害防止のための柵設置研修会へ参加し、自治会における設置の指導などを行っておるところでございます。

今後の活動内容については、生息調査や被害調査、技術指導、広報啓発なども行っていき、鳥獣の被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、狩猟銃器認定者・狩猟わな認定者の数と減少対策についてお答えさせていただきます。

本県市猟友会に所属する狩猟免許所持者数は、平成20年度41人、平成21年度41人、平成22年度33人、平成23年度44人、平成24年度40人と推移しており、今年度は42人で、その内訳は、第1種猟銃免許所持者22人、わな猟免許所持者38人であります。

狩猟免許所持者の減少対策としましては、平成23年度から新規にわな猟及び第1種狩猟免許を取得しました市内在住者で、本県市猟友会に入会し、農林作物等被害防止のために有害鳥獣捕獲活動に従事する意思がある者に対しまして、狩猟免許を取得する場合に発生する経費の一部を助成、補助しております。

補助金の額としましては、補助対象経費の10分の10以内としまして、3万円を限度としております。実績としましては、平成23年度1人、平成24年度1人で、今年度も現在までに1人の申請を受理しております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

それでは、1番目のにつきまして、まず林政部長にお伺いをいたします。

環境省によりますと、10年度の狩猟免許所持者は約19万人、20年前と比べて約10万人が減少いたしております。また、39歳以下の免許所持者も全体の3.9%しかいない。また、レジャーの多様化や1丁数十万円もする銃や、その管理費が若者のハンター離れを加速させているのではないかと。また、狩猟の中核となっている60代以上のハンターがいなくなれば、害獣駆除が難しくなると危機感を強めております。

先ほど免許所持者の人数を聞きましたが、本巢市で銃による所持者は22人ということで、わなは比較的簡単に免許が取れるかと思いますが、銃はなかなか難しいということでございます。

このように、銃器の免許者は、高齢化や手続の煩雑さ、そして維持管理費がかさむことなどから減少しておるようでございますが、害獣駆除目的の場合などは、免許や管理維持を簡素化する働きかけや手厚い補助は考えられませんか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、害獣駆除目的の場合は、免許、維持管理を簡素化する働きかけや手厚い補助の考えはという質問についてお答えさせていただきます。

本市では、有害鳥獣捕獲会員の確保及び事故防止のための安全対策事業の実施に要する経費の2分の1を猟友会活動運営事業補助金として本巢市猟友会に補助しております。

内訳としましては、狩猟登録手数料、狩猟税、ハンター保険、教習射撃場登録費、費用弁償であり、毎年必要な経費であります。

また、免許の更新につきましては、本巢市猟友会事務局において更新の対象となる会員の手続等について連絡調整を行っております。

銃の維持管理につきましては、近年、猟銃に関する事件、事故等が発生する中、猟銃等の適正な保管・管理の徹底が求められており、簡素化は難しいと考えます。手厚い補助の考えにつきましては、また検討してまいりたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番(道下和茂君)

ただいまの答弁につきまして、再度質問をさせていただきます。

いろいろ補助金が出ているようでございますが、有害鳥獣の駆除目的での使用で、猟銃に関する事件が起きておるのか、また簡素化は今難しいと言われましたが、やはり10年後には、先ほど申し上げましたが、猟銃免許所持者が全国的に減少しており、そろそろ銃による駆除は岐路に立っているのではないかと考えております。

やはり簡素化が、ただいまの答弁のように、イコールずさんな保管・管理に私は結びつかないと考えております。少しでもそうした方向に前進するように、公安などに声を上げる必要があると考えますがいかがですか、お尋ねをいたします。

議長(若原敏郎君)

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長(洞口義明君)

獣害防止目的の場合などにつきましては、免許、維持管理を簡素化する働きかけにつきましては、公安、県等へ要望してまいりたいと思います。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長(若原敏郎君)

道下和茂君。

10番(道下和茂君)

先ほど難しいと言われましたので、難しいならできないのかなと思いましたが、今は声を上げていくと御答弁賜りましたので、それで結構でございます。

1番目の の再質問でございます。産業建設部長にお聞きしますが、鳥獣被害対策実施隊の活動におきまして、個体数調査はなかなか費用がかさむことかと思いますが、せめて生息数の調査は考えていきたいということでございますが、そういうふうでよろしいですか。生息数の調査はやっていきたいということで。

議長(若原敏郎君)

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長(大熊秀敏君)

今おっしゃいました生息数の調査につきましては、個体数の調査とちょっと違う考えを私のほうは持っております。なかなか個体調査は、おっしゃるように、費用がかなりかかるということもございまして、実施隊も職員で5名という形の中から、生息数全体を把握するということはかなり困難だと考えております。生息の調査ですね、出没位置でありますとか、そのときの目撃の数とか、そういうものについて情報を収集する、あるいは職員が出かけていくというようなことについては、生息調査というふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長(若原敏郎君)



道下和茂君。

10番（道下和茂君）

次に、1番目の につきまして、根尾総合支所長にお尋ねをいたします。

午前中の副市長の御答弁で、新年度に設置するとの答弁がありましたが、改めて担当部署に視察等を行いました経緯、また効果等をお聞きしたいと思います。

獣害捕獲管理施設、これは私、皆さん別添資料として添付してありますおりによる捕獲でございますが、このおりは、猿を群れごと捕獲するもので、猿捕獲には有効な方法と思います。この捕獲おりを愛知県の自治体で設置され、効果が実証されておるということを聞きまして、私も現地視察に行ってみたり、担当者にお話を聞いてまいりました。なかなか有効な方法かと思しますので、ぜひとも本市でも被害軽減のため、そうしたおりの設置の考えを改めてお聞きいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、御質問につきましてお答えします。

本市の本巣トンネル以北、とりわけ外山地域及び根尾地域におきましては、猿による野菜、果樹等の農作物被害が多発していますことから、これまで市の獣害防除対策としましては、獣害防止柵の設置に対する助成及びモンキードッグの育成助成と猟友会委託の銃器及び箱物での有害鳥獣捕獲を実施しておりますが、思うような効果がなく、猿による農作物等への被害は依然としておさまらず、深刻な状況が続いております。

こうした中、愛知県東栄町では、試験的に猿を群れごと捕獲するおりを設置して、上々の効果を上げているという情報を得ましたので、10月下旬に東栄町に赴きまして、役場担当者やおりの開発業者から詳細についての説明を受けてまいりました。

試作わなの大きさは、縦8メートル、横5メートル、高さ3メートルで、四方を金網で囲い、上部は内側に鉄板をひさし状態で斜めに取りつけることによりまして、猿が餌につられておりの中に飛びおると、外へ出られなくなる構造でありまして、猿を群れごと捕獲可能な捕獲効果が高いものであることがわかりました。

ただ、猿の群れを追い払うだけでは、追い払った猿は別の場所に出没し、農作物等を食い荒らすだけで、根本的な解決にはならないことから、本市としましても、来年度、群れ単位で捕獲が可能であります猿の捕獲おりを試験的に設置するように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

設置願うということで大変ありがたいでございます。

設置願うのであれば、新年度の早い時期に試験設置を行っていただき、またその効果が実証、検証されれば、増設の考えもあるのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

根尾総合支所長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

来年度は試験的におりを1基設置しまして、その試験的結果が有効であるということであれば、また予算的に措置をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

それでは次に、2番目の防災計画についてお尋ねをいたします。

災害警戒情報がネットや携帯電話で誰でも簡単にリアルタイムで見ることが可能になり、より迅速に避難準備や避難ができるようになりました。最近、局地的な豪雨や時間雨量も増加傾向にあります。

また、本市では、南部と北部では地形的要因から、災害種別や状況が大きく違います。そうしたことから、避難準備・勧告指示発令のタイミングがより一層慎重を期することが必要と考え、質問をさせていただきます。

まず、2番目の といたしまして、総務部長にお聞きをいたします。

非難に関する発令により避難を要する場合、特に要援護者など避難弱者に対する地域での自助、共助の体制はできているのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、避難行動、要支援者、こういった方への避難弱者に対する地域での自助、共助の体制についてお答えいたします。

現在市では、災害発生時に配慮を必要とされる方を把握するために、災害時要援護者台帳を備えております。この台帳登録者など、災害発生時の避難弱者に対する自助、共助の体制づくりにつきましては、地域防災計画、地域福祉計画でそれぞれ定めておりまして、災害時に速やかに避難行動要支援者の安否確認ですとか避難行動、こういったものを行えるように、自主防災組織を中心とした地域における災害時要支援者の情報伝達、避難誘導、救助についてお願いしているところでございます。

まず、自助への取り組みといたしましては、毎年実施しております市の総合防災訓練、こういっ

たものへの参加の御案内、それから住宅用火災警報器ですとか、家具転倒防止金具の設置指導に加えまして、防災士資格を取得しました職員によります自主防災をテーマとした出前講座、こういったものでの防災知識の普及、それから女性消防団員によります高齢者のお宅を訪問しての防火指導、こういった細やかな啓発活動も行っているところでございます。

また、共助の体制づくりといたしましては、洪水、それから土砂災害ハザードマップ、こういったものによりまして、災害ごとに留意すべき事項をお示しさせていただきまして、日ごろからの備えですとか、避難時の心得、こういったものを周知するとともに、総合防災訓練時におきましては、自主防災組織主体の災害図上訓練、こういったものを実施いたしまして、地域として防災に対する話し合いの場を設けているところでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

ただいまの の再質問をいたします。

要援護者台帳は、自治会長、民生委員に配付をされておりますが、これはその都度更新をされておるのか、年間にまとめて更新をされておるのか、第2次本巢市福祉計画策定以降、更新されていないのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問で、私どもの現状のものをお答えさせていただきます。

現在、要援護者台帳の登録につきましては、6割弱の登録ができ上がっております。そしてまた、災害時要援護者台帳は、作成以後、昨年度までのデータの更新がなされていない状態でありました。現在は、平成24年10月に更新をしました台帳を総務課、そして福祉敬愛課で管理をしております。今おっしゃられました地域福祉計画策定以降につきましては、このデータの入力を終えまして、この12月に更新をする予定をしております。

そして、要援護者台帳は一覧表でエクセルで管理をしております、住民情報や要介護者情報などの更新につきましては、各データをもとに確認をしながら、お一人一人手を入力をしておりますので、大変多くの時間がかかり、大変な作業のため、更新が実際おこなわれているというような状況でございます。現台帳のシステムでは、入力に本当に時間がかかり、十分な要援護者情報の管理が困難となっております。

今後につきましては、こうした問題を解消するために、専用の台帳管理システムの導入をしまして、住民情報とリンクをすることによりまして、要援護者の個別台帳の整備を行いまして、リアルタイムでの要援護者情報の収集をいたしまして、各関係機関との情報の共有を図り、要援護者への支援体制の整備を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

ただいま答弁がございました。結構でございますが、ぜひ整備をしっかりとっていただきたい。そして、要援護者台帳につきましては、自主登録制でございますので、やはり日ごろ地域の見守り活動などを通して、登録の呼びかけを進めていただきたいと、こんなふうに考えております。よろしく願いをいたします。

次に、2番目の をお聞きします。

避難所での避難者に対する受け入れ組織体制はありますが、夜間、休日などは学校で地域に居住しておる職員がいない場合の受け入れ時初期の人的配置は決めてありますか。また、特に根尾地域は急峻な山を控え、その山々が濃尾震災での地層のずれで、至るところで破砕帯があり、大変地層ももろくなっております。過去には大規模な山腹崩壊や、1日雨量が950ミリというような記録もあり、大きな被害が発生をいたしております。

最近、東京都の離島でも起きました災害が、この地域でも発生する危険性があります。そうした場合は、避難しやすい時間帯での避難発令が必要と考えるが、どのような対応をとられますか、総務部長にお尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

夜間、休日の受け入れ時の初期段階ですね。ここでの人的配置と、それからもう1つは、避難しやすい時間帯での避難命令の考え方ということでございますが、まず初めに、夜間、休日の受け入れ時の初期の人的配置についてお答えさせていただきます。

現在、避難所の開設と運営につきましては、避難所運営マニュアルがございます。このマニュアルにより定めておりまして、災害発生時には、災害対策本部からの指示、または自主避難により避難所を開設しようとした場合には、その災害の状況によっては、必ずしも関係する対策本部の各班の担当職員が対応できるかどうかというのは不確定でございます。

こうしたことから、担当します教育班におきましては、各避難所の管理責任者、それからその他の派遣職員につきましては、それぞれ開設する避難所の地域に居住する職員の中から随時選任し、対応することとしております。

また、各庁舎から2キロの範囲内に居住する職員により、緊急初動特別班を編成いたします。この班は、参集後、直ちに災害情報集約センターの開設ですとか災害対策本部の設置準備、関係機関との連絡調整、こういったことの任務につくこととしております。

次に、避難しやすい時間帯での避難発令の考え方についてお答えいたします。

避難指示等の具体的な発令基準につきましては、避難勧告等の判断、伝達マニュアルによりまして、雨量や気象庁の情報、現地の状況、こういった客観的なデータを基準に用いまして総合的に判断し、発令をすることとしております。

発令の判断につきましては、夜間の避難につきましては、2次災害などの危険性が高まるということから、避難が夜間になりそうな場合には、遅くとも午後5時ごろまでには、その後の気象状況、こういったものを把握した上で、早目の避難情報の発信ですとか避難勧告等の発令をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

結構でございます。

次に、2番目の を総務部長にお尋ねいたします。

災害時の避難所、避難場所として、施設の位置づけ、また配布されておりますマップ等、それぞれマップがございます。地域防災計画の整合性は図られておられるのか、相違点や古いものがあれば、そのことは自治会を通し住民に周知をしてあるのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

まず初めに、避難所、避難場所として施設の位置づけと非常時の物資の備蓄についてお答えさせていただきます。

避難所につきましては、被災された方、それから被害を受けるおそれのある方を一定期間受け入れまして、保護するために開設する公共施設でございます。

現在、幼稚園、保育園、小学校、中学校など31の施設を指定しております。また、避難場所につきましては、災害時の混乱を避けるために、一時的な避難により身の安全を確保し、被災の状況を確認することができる場所ということで、各地域の集会所ですとか公民館、それから小・中学校の運動場といったところで120カ所を現在指定しております。

そのうち、避難所となります小・中学校につきましては、昨年度、防災備蓄倉庫を整理いたしまして、災害時の避難生活に必要となります食料、生活必需品、それから応急救助等に必要な資材の計画的配備を進めているところでございます。

また、避難所となります各地域の集会所や公民館での物資の備蓄につきましては、平成24年度より自主防災組織活性化事業ということで、防災備蓄倉庫の設置のほか、発電機、投光器等の資機材や食料や飲料水等の備蓄用品の購入への助成を行っているところでございます。

次に、土砂災害ハザードマップと地域防災計画の整合性とその周知についてお答えいたします。

土砂災害ハザードマップにつきましては、昨年度作成し、ことしの4月の自治会長会で説明をさせていただきますまして、5月に関係する自治会で各世帯へ配付し、周知に努めたところでございます。

ただ、その中の避難所としての取り扱いで、防災計画の上で一部記載漏れがございました。こうした点の修正につきましては、本年度、地域防災計画への追加を予定しております原子力災害対策編に加えまして、災害対策基本法の改正ですとか、新たに特別警報といった情報も設けられましたので、こういったものへの対応とあわせまして加筆、修正し、整合を図らせていただき、また各自治会へ御案内させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

避難所でございますが、32カ所ということで、またただいまマップと地域防災計画の整合性も記載漏れ等があるということでございます。

うすずみ温泉とキャンプパークは避難所ということかと思いますが、避難所として位置づけをされておるならば、なぜ非常時の物資が備蓄されていないのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

ただいま御質問いただきましたうすずみ温泉や根尾のキャンプパークにつきましては、この2つの施設ですが、それぞれ避難所ということで位置づけをしております。

また、この施設の防災備蓄品につきましては、それぞれ平成24年に締結いたしました管理に関する基本協定書、こちら2つの施設の指定管理をいたしておりますので、このときの協定書の中で、緊急時の対応として、災害発生時における住民の避難場所及び災害対策用機材、物資の保管場所として優先的に使用させていただくことということが1条盛り込んでございますので、今後、財団とそれぞれ協議しながら計画的な配備を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

2番目の の再質でございます。

なぜ備蓄をされなかったかということ掘り下げてお聞きはいたしません、災害対策に対する危機管理対策の認識はしっかりと持っていただきたいと思っております。

避難準備情報が出されると、避難所が開設されると伺っていますが、地区によっては、一時的に身を守る避難所が土砂災害では危険を伴う場合があります。

そうしたときの判断は、自治会長、もしくは個々に判断をされると考えるが、最寄りの避難所への避難が必要でもございます。この避難準備段階からでも、近くの避難所での受け入れは可能になっておるのか、お尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

避難所の開設につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、いろんな情報が出ております。そういった情報ですとか、それぞれ現地の道路の状態、山の状態、こういったものを把握した上で、早目早目の対応ということで、避難情報も出させていただきます。情報も出すとともに、避難所の開設に向けて職員も対応するという形をとりたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

私の言い方が悪かったのかもわかりませんが、避難準備情報が発令をされたときには、避難場所が危険と判断した場合には、避難所の開設はされておるのかと。なぜかという、当然、避難所が開設されていないと、要援護者は避難所へ避難情報が発令した時点で避難していただくというふうになっているのではないかと私は思います。だから、避難準備情報が発令されれば、避難所が開設されるのかということをお聞きしたわけですが。

議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

避難準備情報の内容にもよりますので、これはその都度状況を、情報の内容にもよりますが、今、議員さんがおっしゃるように、避難場所が危険かどうか。これは場所によっても違いますので、そういったことも踏まえながら、その状況を判断しながら開設に向けて対応したいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

それでは、3番目に進みます。

3番目の能郷白山登山の環境整備についてでございますが、この能郷白山は、越美山地に位置しておりまして、登山家 深田久弥が日本の百名山選考の際に、同じ山系、これは大野市にあります荒島岳と2つが残ったわけですが、荒島岳が100番目に選ばれた関係上、能郷白山は101番目となつて、100番目になれなかった山として、登山家たちには広く知られておるところでございます。ま

た、頂上付近では、高山植物のお花畑が広がり、360度の展望はすばらしいものでございます。近年、登山やハイキングの愛好家に人気のある山でもございます。

また、この地方では、最後まで残雪が残り、根尾川に豊かな水を供給しております。近年の登山ブームなどで多くの登山者が入山いたしております。観光資源の活用を図るため、登山口や登山道の環境整備を行う必要があるため、産業建設部長にお尋ねをいたします。

まず、の登山ルートのうち、温見峠側のルートでございますが、短時間で比較的登りやすく、私も年に2回ほど登っておりますが、登山中にお会いする方々のお話を伺っておりますと、やはり路上駐車をしており、駐車場がないので路上駐車をやむなくしておる。また最近、高齢者夫婦も多く登っております。また、若い山ガールなどの女性も多く登られております。登山口でそういった方々のお話を聞きますと、登山口に簡易トイレが欲しいなどの話題も出てまいります。そういったことから、温見峠側のルートの駐車場、簡易トイレ、またあわせて案内表示看板の整備の考えをお尋ねいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの温見峠側ルートの駐車場、簡易トイレ、案内表示看板の整備の考え方につきましては、現在、能郷白山登山の温見峠側ルート登山口から入山される方は、車を路側に駐車されております。岐阜森林管理署にお尋ねしたところ、登山口付近は国道とその周辺が国有林となっているため、駐車場として利用できる部分は少なく、水源涵養保安林、砂防指定地域、森林鳥獣生息地、鳥獣保護地区、岐阜県自然環境保全地域、植物群落保護区、ブナの原生林におのおの指定されていることから、計画を持って関係機関への協議が必要となるとのことでございます。協議については、簡単には進まないかなというふうには感じておるところでございます。簡易トイレにつきましても、同じ規制がかかり、この地域の道路は冬季閉鎖となり、積雪時には管理面から撤去が必要となりますので、期間を定めた設置方法を検討していく必要があると考えております。

また、案内表示看板につきましては、現在、入山口に標柱が設置してあり、来訪者に案内しているところでございますが、もう少しデザインなどを考慮した看板をとということでございますれば、利用者にわかりやすい看板に変更することも考えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、設置場所等につきましては、国道敷、もしくは国有林となりますので、今後、来訪者のニーズを踏まえ、関係機関と協議した上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）



の再質問でございますが、観光でもこの山は大きな投資をすることなく、年間3,000名ほどの登山者が利用をされていることなどから、やはりわかりやすいマップ、いわゆるここは能郷白山ですよ、向こうに見えるのが越前の白山ですよ、また荒島岳ですよとか、そういったある程度の山の配置がわかるような看板を一つお願いしたいと思います。

また、先ほども申されましたさまざまな規制があるかと思いますが、登山客の大半は県外や市外の人が多く、本巢市の対外的なイメージ向上のためにも、工事残土を利用するなど、簡単な駐車場がつくれると私は思っておりますので、どうかその点も含めまして、関係上級官庁とよく御協議を願い、できれば駐車場ができるような方向で進めていただきたいと思います。

それでは、3番目の をお尋ねします。

現在、登山ルートにおきましては、委託事業として刈り払いが行われておりますが、登山ルート途中の案内標識板の設置は、おおむね設置はされておりますが、御承知のとおり豪雪地帯でございます。ほとんどの標識は破損をいたしており、これを修繕する考えは。また、これを修繕する場合は、現在、アクリル板でつくられておりますが、雪や寒さでアクリル板は劣化が早いので、裏打ちをした金属板が効果的かと思っております。あわせてお尋ねをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

登山ルート途中の案内表示板の設置につきましては、現在、登山ルート途中に樹木につり下げるなどの方法により、山頂までの距離やルートを表示した案内標識が設置してあります。しかしながら、議員おっしゃいましたように、降雪の影響等により、破損している箇所も見受けられるところでございます。能郷白山登山道については、毎年、除草、倒木除去等の整備を本巢森林組合に委託し行っておりますので、今後、破損している箇所の確認をした上で、議員おっしゃられたような方法になるかどうか確認させていただいて、修繕してまいりたいと考えております。

また、ルート途中におきまして、道がわかりづらく、案内看板が必要と思われる箇所についても、利用者ニーズ及び森林組合と協議した上で、必要箇所について設置することも考えてまいりたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

結構でございます。

それでは、4番目の新年度復興予算充当事業、いわゆる国庫補助が返還で森林整備に影響が出てくるということでお尋ねをいたします。

森林整備加速化や林業再生基金事業の21.4億円余りが、被災地と直接関係がないとして国の要請

で返還されるが、実績から見て、次年度、本市の山林整備の影響が懸念されるところと考えます。

そこで林政部長にお尋ねいたします。

実績から見て、本市の森林整備への影響はどれほどありますか。また、代替による補助事業の可能性はありますか。この代替と申しますのは、従来、補助事業で行われておりました、林業再生基金事業に変わりました。だけど、林業再生基金事業以外にも補助事業が行われておったと思いますが、そうしたいわゆるプラスアルファの部分につきまして、代替による補助事業が可能かということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、森林整備への影響及び代替による補助事業の可能性についてお答えさせていただきます。

復興予算返還で影響を受ける事業としましては、森林整備加速化・林業再生基金事業が対象となります。

本市における基金事業としましては、平成24年度に間伐70ヘクタールが実施されており、平成25年度は、間伐15ヘクタール、林内路網整備1,714メートル、森林病虫獣害対策78ヘクタールが実施される見込みでございますが、基金事業が廃止となると、こうした事業での加算補助等がなくなりまして、従来の補助事業へ移行し、事業費、補助率等の減少が予想されます。基金事業と従来事業の補助率を比較した場合、間伐は基金事業で65%、従来事業で68%ですが、林内路網整備と森林病虫獣害対策では、基金事業が100%に対しまして、従来事業では、林内路網整備が80%、森林病虫獣害対策が県単獣害防除事業の50%となり、市の一部加算補助及び地権者の負担が発生します。また、従来の国・県補助事業の予算、事業量の確保が厳しい中、基金事業廃止に伴う森林整備事業の実施に大きな影響があります。

今後、基金事業の廃止に伴う事業費の削減が少しでも回避できますよう、県と調整を図ってまいりたいと思います。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

今、林政部長から御答弁賜りましたように、森林整備に大きな影響があると私は考えております。

今申し上げましたように、本巢市の上乗せ補助事業となりますと、本巢市の上乗せ補助の部分もあります。そうした予算確保もひとつお願いをしておきたいのと、こんなふうに思っておりますのと、1点だけお伺いをいたします。

林業再生基金事業などの事業採択等補助金交付要綱の採択要件では、例えば管理作業道であれば、規格値がアール値どんだけ以上、また間伐面積要件なども厳しくなるのか、緩やかになるのか、補

助事業として変わる場合、従来の補助事業の規格値に変わっていくのか、その部分をお尋ねいたします。

議長（若原敏郎君）

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

従前の補助事業になりますと、作業道等につきましては、規格値としましては、本巢地域に適合した作業道規格となると思います。

また、ほかの間伐については、内容等につきましては、そんなにやること自体は変わっておりません。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

10番（道下和茂君）

作業道につきましては、アール値が緩やかになるとか、またそういう形で大変ありがたいと思いますが、今、間伐面積要件が変わってこないような話でございますが、その点も今は結構ですが、私は変わるとっておるんですが、その点、よく調査をしていただきたいのと、これは答弁は結構でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、獣害防除のテープがけでございますが、これは林業再生基金事業でありますと10分の10という事業がございまして、これがなくなるわけでございます。そうして補助事業となりまして、2分の1、また市が4分の1、受益者が4分の1というような補助制度に変わろうかと思いますが、先ほど来から申し上げますように、熊の捕獲の計画数値を大きく下回っており、頭数が増加し、被害が増加傾向にあります。こうした防止対策を拡充するためにも、2分の1、4分の1、4分の1の受益者の4分の1というのは、山の今の現状を考えると、受益者が4分の1を出すということは非常に難しいかと思いますが、何とか市のほうで2分の1の補助にさせていただきますよう御検討をしていただくということで結構でございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

これで私の質問は全部終わりました。大変午後の睡魔の襲う時間に御清聴賜りましたこと、ありがとうございます。

議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。

2時15分から再開いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

議長（若原敏郎君）

再開します。

引き続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3点について順次お伺いをいたします。

まず第1番目は、船来山のこれからについてというふうに銘打ってありますが、船来山を一体これから本巢市としてどう考え、どうしていくのか、その計画を考えるべきではないかという立場からお伺いをしたいと思います。

以前にも質問しておりますけれども、この船来山というのは、かつては里山として、特に小学校に入ったあたりから、船来山は、特に私たちは東のほうの桑山あたりが多かったわけでありましてけれども、なれ親しんできた山であります。

けれども、残念ながら現状は荒れるに任されているというのが実態であります。今のままでいいというふうに思っている人はまずいないだろうというふうに思います。もう一度、かつてのような姿にというふうに多くの方が願っているのではないのでしょうか。

船来山は、総合計画にもありますように、自然の保全、観光の面から、さらには全国でも有数の古墳群、古墳群の数としては全国5番目というふうに言われておりますけれども、その密度を考えれば、もっと地位が上がるのではないかというふうに思いますが、そうした歴史的遺産の存在という面からも、本巢市にとって本当に大切な山だというふうに思っています。

また、船来山の南側には、近代という点でいえば、昭和19年に滑走路がつくられました。戦争が間もなく終わりましたので、その後、土地改良等をやりました、その滑走路の跡というのは、もうほとんど跡形なくなっているというのが実態でありますけれども、そうした歴史もあると。さらに私たちが子どものころに船来山で遊んでおりますと、ところどころに洞窟のようなものがありました。当時聞きますと、防空ごうの跡だというふうに言われていました。そうした近代の歴史という点で見ても、やはり大きな意味がある山だというふうに思っています。この山を本巢市としてどう考えていくのかということが問われている。

そこで、第1番目に、船来山に関する計画を策定したらどうかと。「船来山の開発」とか「整備」とかという言葉はあえて使いませんでした。とにかく船来山に対してどう市としての考え方を整理していくのか、そして方向づけしていくのか、こういったことを考え、計画的に進めていく、このことが大事ではないかというふうに思っています。

民地がほとんどということで、なかなか手をつけにくいということが行政の側にあるというふうに思いますけれども、そうした地権者にいろんな形で働きかけをしていく上でも、市としてのどういう考えを持っているのかということを示唆していく必要があるのではないかというふうに思っています。そういう意味から、2番目に後でお伺いします古墳の調査との絡みもありますけれども、しかし、それと同時並行で市としての考え方を進めていくことが求められているというふうに思っております。そういう点での考え方を、まず企画部長にお伺いしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、船来山に関する計画の策定についてお答えいたします。

近年、健康増進として、都市近郊において、気軽にできる山登りに人気がございまして、岐阜市の百々ヶ峰や金華山の登山者がふえているというふうにお聞きしております。

また、本市におきましても、森林浴を楽しめる遊歩道が整備された文殊の森の利用者は年々増加傾向にございます。

この森林浴は、ここ数年、森林環境が及ぼす癒やしの効果が研究されておりまして、精神の安定やストレスの解消など、人の生理的反応の医学的な効果が認められ、医学実験で医学的及び科学的効果が検証され、専門家により認定されました森林セラピーの森が全国で53カ所ございます。

当市におきましても、今年度に整備を進めておりますうすずみ温泉を周遊する遊歩道や淡墨桜の周辺道路、文殊の森を森林セラピーロードとして、またうすずみ温泉を森林セラピー基地として、来年度に森林セラピーの認定を受ける計画でございます。

こうした健康増進としての活用や、先ほど市長の答弁にございましたような文化財、観光といった見地から、船来山の計画につきましては、平成26年度、27年度で策定を予定しております本業市第2次総合計画において実施予定の市民アンケート調査の結果を踏まえ、市民の必要としている施策など把握した上で、関係部局と協議し、位置づけを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

答弁としてはそれで結構でございますが、一言だけつけ加えさせていただければ、船来山というのは、先ほど申し上げたように、地域にとっては非常に重要な里山であったということもありますけれども、濃尾平野の一番端にぼつんと、そして非常に大きさも手ごろ、高さも手ごろ、誰でも親しみやすい山として存在しています。歴史的に見ても非常に住みよい地域であって、そのために古墳群が形成をされたという歴史上の重要な問題もあります。

そうしたこともしっかりと踏まえた上で、早期に方向づけがされるよう、先ほどの26、27年度の第2次総合計画に係るアンケートの中でということでもありますけれども、そうした声もしっかり聞きながら市としての方針を確立してほしいということを申し上げます。

2つ目の古墳群の問題につきましては、教育委員会事務局長にお伺いしますが、後期計画で詳細分布調査事業が上げられています。そして、それに基づいて今年度予算化され、現在、事業が進められているというふうに思っています。

そこで、その事業の現況と終期、終わりの見通しについては基本的には5年というふうになっておりますけれども、この間、いろいろ取り組んできた中で、1年でも2年でも早くできる可能性が

あるのかどうなのか、そういった終期についてどうなのか、その見通しについてお伺いしたいということとあわせて、その後の調査結果を踏まえた市としての対応をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

現在、船来山古墳群につきましては、本巢市総合計画の後期計画に詳細分布調査事業として掲げましたように、昨年度の国庫補助を受けた測量調査から始まり、今後5年間をかけて詳細な遺跡の分布調査を進める計画であります。

本年度は、船来山古墳群検討委員会を立ち上げ、来年度から3年間は、国指定に向けた地元説明会や地権者説明会の開催、地権者の同意、さらに指定に必要な小冊子の編集・刊行を行い、最終年度となる平成29年度には国指定申請を計画しております。

また、調査と並行して、5年間を通じ、市民に対する啓発活動、ボランティアによる草刈り、小・中・高校生に対する学習教材としての活用を図ってまいります。

先ほどの御質問にもありました1年でも前倒しというようなお話でございましたが、前倒しは状況を見ながら考えたいと思いますけれども、私どもとしては、地元説明会、地権者説明会、そういうものにじっくり時間をかけて実施していきたいと考えております。

その後ですけれども、国の指定が受けられましたら、保存、管理を検討する委員会を設置し、船来山古墳群の今後の活用などを検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

今のお答えですと、前倒しをするよりは、むしろ地域、地元、地権者、いろんな方々にきちんと理解をまずしてもらいながら進めていきたいという御回答だというふうに思います。それはそれで結構なんですけど、いずれにしても、1番に申し上げたこととの絡みもありますので、そうした結果を踏まえて、これが本巢市の一つの目玉といいますか、本巢市の一つの重要なセールスポイントとなるような対応をぜひ進めてほしいというふうに思いますし、指定を受けたらということでは言われませんが、指定を受ける見通しが十分立った段階で、そのあたりからの次のステップへ、終わってから次のステップということではなくて、もう見通しが立てば、その段階から次のステップの動きを始めていくということが可能だろうと思うんですね。そのあたりは、可能な限り前倒しをするという考えは持てるんじゃないかというふうに思いますが、その点だけお願いします。

議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それは可能だと思いますので、状況を見て、そのようにさせていただきたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、2番目に移ります。

留守家庭教室の拡充をということでお伺いをいたします。

留守家庭教室については、これまで施設の面などの充実が図られてきました。しかし、対象学年が1年生から3年生までであり、4年生になったら、たとえ家で1人になろうとしても受け入れられていないために、保護者からは、その拡充を求める声が上がっています。

その一例を挙げますと、こういう声が寄せられています。近くに祖父母がおらず、1人で留守番をしなければならず、不安です。安心して働けるよう6年生まで預かってほしい、こういう声も寄せられています。当然だろうというふうに思っています。

そこで2点伺いたいわけでありましてけれども、第1番目は、まず現状の中で弾力的な運用ができないだろうかという問題であります。留守家庭教室事業実施要綱の中には、対象児童については、その他市長が特に必要と認める児童という特認事項があります。この特認事項を活用して、必要な児童については4年生以降も預かることが可能ではないかというふうに思います。児童の状況をしっかりと把握した上で弾力的な対応をしてはどうなのか、まずこの点についてお伺いします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

本県市留守家庭教室事業実施要綱第3条第1項第1号により、対象児童は、小学校に就学する1年生、2年生及び3年生の児童のうち、授業の終了後及び学校休業日に保護者等が就労等により昼間家庭にいないため、家庭での保護が月15日以上欠け、かつその状態が3カ月以上継続する家庭の児童とされていること、また同実施要綱第3条第1項第2号のその他市長が特に必要と認める児童というものにつきましては、あくまで保護者の就労状況等の特殊な事例を想定しており、その内容によりましては、弾力的な対応も必要になってくるものと考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

はい結構です。

では2番目に入りますが、それぞれの家庭の状況に応じて、いずれにしても対象学年を拡大していくことが必要だというふうに思っています。市長の特認事項を活用しての弾力的な運用ということで1番目に質問しましたけれども、さらに根本的には、小学生の間くらいは対象にするのがよいというふうに私は思っています。県内を見ても、そうした自治体が生まれてきています。正直言って、正確に幾つの自治体がということはまだ100%は理解しておりませんので申しませんが、全国的な調査によりますと、6年生まで預かっている施設が47.8%あるというふうに言われています。約50%が6年生まで預かっているというふうに言われています。施設上の問題はあるというふうに思いますが、例えば夏休みなどの長期休暇での実施は、現在の施設及び小学校の施設の活用で可能ではないでしょうか。また、学校施設の整備の中に留守家庭教室の拡充、拡大を位置づけ、近い将来、対象年齢の拡大が可能な方向性を打ち出していく、このことも求められているというふうに思っていますが、その点についての考えをお伺いします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の家庭状況に応じた対象学年の拡大につきましては、現在、子ども・子育て関連3法の中におきまして、消費税率の10%が実施された場合に、対象年齢を小学校6年生までに引き上げることを含め、国の子ども・子育て会議におきまして検討をされております。

当市におきましても、本年度実施する本巣市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査の結果を踏まえまして、量の把握をした上で、本巣市子ども・子育て会議において意見を求めながら、国で議論されている内容にも注視しつつ、本巣市子ども・子育て支援事業計画を策定する中において、教育委員会や学校と連携を図りながら検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

この対象児童の拡大という問題では、2つの問題があるというふうに思っています。1つは、制度的に6年生まで預かれるようにしようという部分、これについては、基本的には、今答弁の中で、そういう方向に進んでいくというふうに理解すればいいというふうに思いますが、もう1つは、そのことができ上がるまでの間、家でひとりぼっちで留守番をせざるを得ない、そういった子どもがいる。このことについて、じゃあどう対応していくかという経過的な措置の問題と2つあるというふうに思っています。

1番目の問題につきましては、先ほどの答弁で方向づけをなされたというふうに思いますが、



も、当面の問題はどうなんだろうということもあわせて考えていかなければならないというふうに思っています。

今、全国の学童保育、あるいは、これは呼び方はいろいろありますが、午前中の質問で数字がいろいろ上げられましたけれども、全国学童保育連絡協議会というところが作成した資料ですと、午前中に言われた数字よりももう少し多い学童保育の数、あるいは入所児童の数がございます。いずれにしても過去最高の状況になってきているし、毎年大幅に4万を超える入所児童がふえてきているという現実には変わりはありません。

こうした状況の中で、昨年8月に児童福祉法の改正がございまして、それまでは、今の本巢市の要綱の中にもありますように、小学校の1年生から3年生、児童福祉法の中では、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童という決めがございました。この中の「おおむね10歳未満の」という文言が削除されました。したがって、対象児童は、小学校に就学している児童というふうになったわけですね。ただ、この改正した法律の施行がまだでございますが、いずれにしてもそういう方向になっていくというその背景には、先ほど申し上げた全国的にもそのニーズが非常に高まってきているということがありますし、1年生から3年生までに限定するというこの不合理さ、不条理さが明確になってきたということも言えるだろうというふうに思うんですね。だから、そういう意味で、基本的な方向が改められていくということについては、1年でも早くやってほしいというふうに思いますが、あわせて先ほど申し上げた2番目の、当面、本当に困っている、帰って行って、夜になって、やっと親が帰ってくるまでひとりぼっちで留守番をしているというような子どもについては、1番目に申し上げたような市長の特認事項も活用しながら、本当に温かい手を差し伸べていくべきではないかというふうに考えていますが、その点についてお考えをお伺いします。

議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいま議員もおっしゃられますように、夏休みなどの長期の休暇のときなど実施をしてはどうかとか、またその対象年齢の拡大等々御意見をいただいておりますが、短期間実施の現場での指導員の確保といったものや、あとは学校行事、学校施設の調整等、困難な部分も若干あるわけでございます。

真に保護者の就労状況とか、家庭内での諸状況といったところで、特別な事例があった場合には、先ほども申しましたように、弾力的な運用も必要になってくるものと考えておりますが、いずれにしましても、近い将来、対象学年の拡大とか、長期休暇時などの学校施設の整備も含めまして、留守家庭教室の拡充を子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけまして、関係機関、教育委員会とか学校等と連携を図りながら検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

念のためにもう一度お伺いしておきますけれども、先ほど夏休みとか、そうした長期休暇の話も言おうと思いましたが、抜けておりました、そちらから指摘をされたので改めて申し上げますけれども、ふだん学校から帰って、夜親が帰ってくるまで1人になる。その子は、夏休みは朝から晩まで1人なんです。そういった特殊な事情については、ぜひ弾力的な運用を、家庭の状況、周りの状況も勘案しながらということではありましようが、ぜひ対応できるような方策を考えてほしいというふうに思っていますので、あわせてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3番目に移ります。

3番目は、用地買収に係る樹木補償についてであります。

道路を拡幅したりするとき用地買収が必要になり、そのときに当然樹木補償が生じてまいります。柿の補償について、最近特に問題ではないかということが幾つかございましたので、お伺いをしたいと思います。

これは前に補正予算のときにお伺いしたというふうに思いますけれども、改めて伺います。

樹木補償額というのは、国の用地対策連絡協議会（用対連）の損失補償算定標準書というものに基づいているために、実態に合わない場合が生じてまいります。その中で、例えば極端だなというふうに思ったのが、23年度と24年度を比べた場合であります。柿の15年木を見た場合に、23年度の補償額は1本当たり4万3,100円、ところが24年度は5,180円、わずか12%まで落ち込んでいます。

もっとも25年度には3万2,900円にまで回復しましたが、それでも23年度と比べると76%にすぎません。25年度のことはとりあえず置いておきまして、12%まで落ち込むなんてことは全く異常なことで、本当にきちんとやられたかどうかという不信を覚えざるを得ませんが、いずれにしても、そういう結果が生まれてきたということをもっと明確にしたいと思ひます。

そういった上に立って、先日、中部地方整備局の担当者とお話をした際に、こうしたことがないように、国としても対応を考えてほしいということをお求めまいりました。それに対しては、異常な下落がないよう、できる工夫は考えていきたい、こういう回答でございました。国には、国としての対応を市として求めていくということも必要でありますけれども、同時に、市として市民の間に、今申し上げたような年によって極端な格差が生じることがないように対応をしていくべきだというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、年によって前年の12%までに下がるなんてことがあれば、市の事業にも大きく支障が出てくる可能性が多分にあるというふうに思わざるを得ません。

それと、市民の間に年によって大きな格差のないような、そして大きな不公平が生じないような対応を市としても考えていく必要があるだろうというふうに思っています。その点についての市としての方針をお伺いしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

樹木補償額が年によって極端な格差が生じていることについて御答弁を申し上げます。

一般に、公共事業における用地買収に伴い補償される樹木の補償費の算定は、議員おっしゃられましたように、中部地区内の国機関、県・市町村や公益団体により構成される中部地区用地対策連絡協議会が作成しております損失補償算定標準書に記載された単価表が適用されております。

この運用は、現在、大規模な用地買収が進められております東海環状自動車道を初めとする国事業や岐阜県、近隣市町の各種事業でも同様であると聞いております。これらの補償単価については、市場における実際の売買事例を参考に算定されていると聞いておりますが、富有柿の樹木補償単価につきましても、議員御指摘のとおり、平成23年度から24年度にかけて、約1割程度に下落するなど、大変大きな変動がございました。本年度は、平成23年度単価の約8割程度まで戻っており、本年8月から開始された東海環状自動車道の事業の用地買収も順調に進んでいるところでございます。

今後、これらの単価変動が発生した場合は、関係地権者の方々に不公平感を与えることにより、東海環状自動車道に限らず、公共事業全体の進捗にも大きく影響するものと考えております。

以上のことから、本市といたしましては、中部地区用地対策連絡協議会に対して、できる限り、年ごとに極端な補償単価の変動を生じさせないように申し入れを行うとともに、やむを得ず極端な価格の変動がございました場合は、市民の皆様にも不公平が生じないように対応を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

結構だというふうに思っています。

一言だけつけ加えさせていただければ、このように、23年度、24年度、25年度の3年間を見ても、24年度はがたっと落ちたけれども、また戻るということがみんなわかれば、もし非常に安くなったとき、みんなあと1年我慢するわということになれば、工事も1年ずれ込むわけですね。だから、そういったことを考えれば、やはりそれなりの手は市としても打っていく必要があるだろうというふうに思いますので、先ほどの答弁をしっかりと踏まえながら今後対応してほしいということをお願い申し上げます。以上です。

散会の宣告

議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

12月19日木曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午後 2 時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

